

# 会報

第 136 号

◇エッセー

教育道に生きる 兵庫教育大学長 上寺 久雄

■諸会議事要録

理事会

第1常置委員会

第2常置委員会

第3常置委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

学術情報特別委員会

生涯学習特別委員会

教養教育に関する特別委員会

医学教育に関する特別委員会

■予算・決算

平成3年度国立大学協会歳入歳出決算

平成4年度国立大学協会歳入歳出予算(案)

■資料

平成4年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職協定期日等について

## 国立大学協会

平成4年6月

# 会報

平成4年6月 第136号

第42卷第2号通巻第136号

平成4年6月号

国立大学協会

●エッセー

教育道に生きる 兵庫教育大学長 上寺 久雄 .....5

【事業報告】

■諸会議議事要録 (平成 4 年 1 月～ 4 月)

理 事 会 (2.28) .....11

会務報告

協 議

副会長の選出について

平成 4 年度国立大学協会歳入歳出予算 (案) について

特別委員会委員の交代について

各委員会委員長報告と協議

大学入試センターからの報告

その他 (大学審議会組織運営部会のヒアリングについて / 国立大学の教育研究環境の改善等について)

第 1 常置委員会 (1.24) .....19

大学審議会の審議事項について

第 1 常置委員会 (4.22) .....20

委員長の選出について

専門委員の交代について

第 2 常置委員会 (1.20) .....21

推薦入学について

大学入試センター試験における「代筆解答」について

第 3 常置委員会 (2.14) .....23

就職協定について

当面する課題について (育英奨学制度について / 週 5 日制への対応について)

第 5 常置委員会 (1.16) .....25

第 2 回「アジア太平洋地域の高等教育協力に関する国際会議」について

オーストラリア副学長会議 (AVCC) からの申入れについて

韓国の高等教育について

第 5 常置委員会 (3.16) .....28

平成 4 年度外国大学長招致国について

第 2 回「アジア太平洋地域の高等教育協力に関する国際会議」について

AVCC からの申入れについて / 前回総会における当委員会への検討依頼について

第6常置委員会(2.28)	32
財政基盤調査研究委員会の最終報告について	
今後の活動方針について	
生涯学習特別委員会(2.17)	33
全国の生涯学習情報提供のシステム化に関する調査研究及び広島大学におけるリカレント教育の実状並びに神奈川県における生涯学習推進体制について(報告と協議)	
学術情報特別委員会(2.18)	35
複写に関する著作権の問題についてのまとめについて	
委員並びに専門委員の補充について	
小委員会の設置について	
教養教育に関する特別委員会(2.21)	36
委員長の交代について	
専門委員の退任について	
教養教育の改革に関する情報交換について	
医学教育に関する特別委員会(4.27)	38
委員の補充について	
医学教育をめぐる最近の動向について	
脳死及び臓器移植について	
諸国会合(平成4年1月～4月末までの開催会議)	42
<b>【予算・決算】</b>	
平成3年度国立大学協会歳入歳出決算	43
平成4年度国立大学協会歳入歳出予算(案)	44
<b>【資料】</b>	
平成4年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職協定期日等について	45
<b>【その他】</b>	
学長等の異動	49

編集後記

## 1. 日本における芸術・学術の道

人間が人間として生きる時、そこには人間として歩むべき道すじがある。人間が、これを踏まなければ目的地に達し得ない道がある。目的地に向かって進む歩みを実践とよびうるならば、その実践過程を具体的にあらわしたものを「道」ということが出来るのではないだろうか。これを21世紀のアメリカの最大の教育哲学者といわれるジョン・デューイは“a way of life”ということばで示した。もともと、彼にとって、「民主主義」は「多数決」という方法論ではなく、一人ひとりが、自らが自らの人生を生きる生き方を身につけたとき成立すると主張しているのである。

このようにみえてくると、「道」はもっとも実践的なもので、人生の歩みもまさにそうであろう。その意味で、道を歩み、その道・歩み方を身につけることが人間の生き方の根本かも知れない。

日本においては、昔から伝統芸術という文化領域は、雅楽とか能楽・狂言・歌舞伎・人形浄瑠璃・日本舞踊といったような舞台芸術、武芸としての剣術・柔術または相撲・馬術・弓術などの武芸、その他邦楽といわれてきた音楽、あるいは大衆芸能、さらには、茶やいけ花・お香などの芸能……と広い拡がりと深さをもっている。その拡がりの中のそれぞれの領域は、いろいろな“しきたり”にしたがって、伝承され、長い歴史をもって発展の一途をたどっている。さらに重要なことは、上述の一つ一つは、単に芸術とか武術とかいわないで、芸道・華道・茶道・武道と称してきたのである。

いったい、芸術を芸道、武術を武道とよぶにいたった理由はどこに見出されるの

---

であろうか。これについては、必ずしも明確な答が得られていない。かつて、広島大学長を務めた皇至道博士は、著書『人類の教師と国民の教師』の中で「学問・芸能は「教え」と密接に結合することによって、ここに「道」を形成し、それぞれ学道、芸道または武道と呼ばれるようになった。」<sup>1)</sup>と述べている。確かに、学問はもちろんのこと、どのような芸能であっても、その道の名人とか達人といわれるような境地に到達している人たちに対しては、単に、その技能が上手であるとか、よい成果をあげているということではなく、その「道の体現者」であることが求められていたのである。

そこでは、技能の面で巧拙も問題にされるが、それ以上に、ある種の風格とか気品とか人間的重みなどが尊重されてきたのである。現在、話題になっている相撲界で小綿が横綱になるかならないかに関連し、「品格」とか「気品」とかのことばが登場しているのも、相撲が単に術とか勝負の次元で考えられているのではなく、相撲道における力士のあり方が問題として扱われているからである。

このように、いかなる芸術も武術も、それが道として考えられる限り、その領域において、技能や技術を体得していくことは当然なことであるが、それを体得する修練の過程において、それぞれの芸術や武術を習得し、その「道」を悟ることが求められているのである。それを求め、それに向かって精進することにおいて、その道の体現者となる。すなわち、その人としての芸術や武術に「生きる道」を体得していく。そこにおいて、一人一人の生きる道は、その人にとって高貴なものであると同時に身近かで実践的なものとして身につくのである。

逆にいえば、その道を体得するためには、「教え」の結合によって成り立った「道」において、師匠と弟子との相互同行<sup>どうぎょう</sup>の歩みが前提となってくる。もちろん、師匠と

---

しての演者は自らが自らの足で芸道を歩む。そこに、その人による芸術が成り立つが、弟子は、師匠のその道程を視ながら、自らもその道を歩まねばならない。その歩みの過程において、模倣と創造がはじまる。すなわち、その道を師匠と弟子とが同行するとき、その師匠独得の芸道が示されると同時に、弟子の芸術も培われ、そこに「教え」と「学び」が成立する。

たとえば、茶道における師匠—弟子同行の様子をみてみよう。演者としての師匠と見習う弟子とは、同一の芸道をいっしょに歩む。師匠が茶道に即してお点前を展開する。その歩みの過程において、弟子は、定石（定法）に則って展開していく師匠の一挙手一投足を観察し学習していく。また師匠は、弟子をしてお点前を展開させる過程に即しつつ、その行為一つ一つに指導の手を加える。弟子は、師匠のお点前を模倣しつつ、師匠とともに行動しつつ学習し、師匠もまた弟子のお点前を指導することをとおして、自らも新しいものを身につけて、師匠自らの芸道をより充足させる。このように、主客のお点前の行為の交換および同行によって、師匠としての指導と弟子としての学習とが同時に成立するとともにそれらの行為をとおして師匠も弟子もともに成長する。

もちろん、そこでは、師匠の示範も定石に則っているとしても、その所作には、その師匠の人間性がにじみ出るし、弟子も技術の上達するにしたがって、お点前の定石を自らのものとして展開するようになる。そのことにおいて弟子の人間性もその所作のにじみ出てくる。そこでは、お点前という定石と弟子の人間性とが解け難く絡みあって個性のお点前を展開する。その展開のプロセスの中に弟子の上達があると同時に、その指導にあたる師匠もまたより充実したものへの成長がある。

---

## 2. 教師道と教育道

教育の営みそのものも、上述と同じように道を歩むことによって可能になるといえよう。これに「教育道」「教育の道」の名も与えうるのではないだろうか。昔から、教育の世界では、「教師道」「師道」ということばが大切にされた。もと東京文理科大学教授石山脩平氏は、著書『師道と教養』の中で、師道とは何かの問いに答えて「端的に教師の道義、教師の節操を師道と呼ぶ」と述べ、「師道に生きるところに教師の生命があり、師道をよりよく実践するか否かが、教師の生命価値の標準である<sup>2)</sup>」としている。

これは、どこまでも、教育の主体を教師に求めるところから生ずる論であろう。それは「新しき教師論は、教育の主体たる教師を取り扱いながら、その主体の単なる主観的心情—独善的自己陶醉的感情—を發揮するのではなく、却って客観的情勢に即応した主体の在り方、動き方を把え導くことを意図するのである。」<sup>3)</sup>によっても明らかであろう。

これに対して、民主主義教育の提唱では授業や教育の主体は児童生徒であるところから出発した。したがって、教師は、児童生徒の学習を助ける援助者であり、助成者であることが強調された。当時から「教えることは押しつけることだ、押しつけることは悪いことだ」と、教師は教えるはならないという神話さえ生じてきた。

この民主主義教育が推進されて、およそ半世紀になろうとしているが、この数年来「教育の危機」の時代といわれてきている。これをめぐっていろいろ論ぜられているが、わたしは、端的に「教育の危機」は「教師の危機」であると信じている。この危機打開の方途をどこに求むべきであろうか。ここで、今一度、教育の営みに



---

おける教師と児童生徒の在り方、関係について考え直してみる必要があるだろう。

教育の主体は教師なのか、あるいは児童生徒なのか。教師であって児童生徒が不在なれば教育は成り立たない。逆に、児童生徒だけあって教師不在なれば、ここでも教育は成立しない。いったい、教育の主体は教師なのか、児童生徒なのか。

この課題は、教育の営みがはじまって以来のものであろう。だが、これが右か左かの論理で割り切れないことは、昔からわかっていたはずである。結論的にいえば、授業の主体は児童生徒であり、同時に教師でもあり、教育の主体は児童生徒であるとともに、教師でなければならない。これこそ「教育の論理」にもとづく関係であり、それによって推進される道ゆきでもある。

このように、教育という「営み」は教師と児童生徒との密接不離の同時進行であり同行の営みでなければならない。これを、わたしは「教育道<sup>4)</sup>」とよんでいるのである。逆に教育道である限り、前述した芸道と同様に、教師と児童生徒の歩みが同時に成立していることでなければならない。すなわち教育は教師と児童生徒の相互交流の働きあいである。もちろん、教師と児童生徒が全く同行動をとるということではない。前述の師匠と弟子の関係のように教師は教える道 (a way of teaching), 児童生徒は学ぶ道 (a way of learning) を歩む。まさに教育道は教師—児童生徒が、同時に異質行為において同行する道だといえる。

かといって、この道は固定したルーティーン化した道ではなく、相互に新たに描き出し創り出していく道でもある。したがって、それぞれの道は個性的でユニークである。そこに“the way”でなく“a way”の意味がある。教師と児童生徒とがともども働きあいながら、独自の、ユニークな道をきずきあげるとき、教育が成り立っていくのである。このように、教育道は、教師と児童生徒とが教育内容や教材

---

を仲介にしながら、目標に向かって、相互に緊密に働きあいながら営みあう道ゆきであり、それは既設の道ではなく、「追い求められる」ものである。

かつて、玉川大学長の小原国芳氏が、永遠の道をスピノザの教えた“永劫の相”において追い求める、といているように、教育道もまた永劫の相において見出されねばならない。逆にいえば、「道」はそれがある目標に到達したときには、さらに目標は先に遠のき、道そのものも延びる永遠の道でもあるわけであろう。

道には始めなし終わりなし、だが、わたしたちが毎日実践している最も明白なもの「道を歩く」ということである。さらにいえば、それは、詩人高村光太郎が「道程」の中でうたっているように

僕の前に道はない

僕の後ろに道が出来る

.....

ものなのである。

教育にたずさわるものは、児童生徒とともに同行する道が見えなければ道を探し求め、道がなければ道を創って進むところに教育道の教育道たる所似があるし、それこそ教育という営みの真相である。さらに、未来永劫に教育道を歩む決意、教育道に生きる決意こそ、現在、教育界に生きる者にとって心すべきもっとも大切なことであろう。

- 註 1) 皇至道著『人類の教師と国民の教師』昭52 玉川大学出版部 49頁  
2) 石山脩平著『師道と教養』昭14 賢文館 6～7頁  
3) 同上 9頁  
4) 拙著『現代教師論—教育道・授業道を求めて—』昭56 協同出版 はしがき  
拙著『教育の道・教育の庭』平2 教育開発研究所 i頁

# 事業報告

## 諸会議議事要録

### 理事会

日時 平成4年2月28日(金) 14:00~17:00

場所 東京ガーデンパレス須磨の間

出席者 有馬会長

塩野谷副会長

廣重, 手代木, 西澤, 阿南, 石川, 末松, 太田, 青野, 上原, 松尾(名古屋

大学長事務取扱), 井村, 金森, 中内, 和田, 森野, 砂川各理事

佐々木(第3), 阪上(第4), 角田(第5)各常置委員会委員長

井形(医学教育), 竹内(教養教育), 将積(教員養成), 高橋(大学院)各特別委員会委員長

(大学入試センター)有江所長, 松本副所長

有馬会長主宰のもとに開会。

初めに, 会長から次のように挨拶があった。

本日は, 学年末の入学試験等にご多忙のところお集まりいただき, 厚くお礼申し上げます。

本理事会は平成4年度の国大協予算(案)についてご審議願うほか, 各委員会の審議状況などを伺い, 協議したいと考えている。

なお, 平成4年度大学入試センター試験の実施状況などについてご説明いただくため, 後刻, 大学入試センターの有江所長にもご出席願うのでご了承いただきたい。

最初に, 学長交代により初めてご出席の理事をご紹介します。

(前任) (後任)

弘前大学長 東野 修治 手代木 渉

群馬大学長 前川 正 石川 英一

名古屋大学長 早川 幸男 松尾 稔  
(事務取扱)

京都大学長 西島 安則 井村 裕夫

九州大学長 高橋 良平 和田 光史

つぎに, 交代された監事及び委員長として初めてご出席の方をご紹介します。

監事; 千葉大学長 吉田 亮

(阪上東京農工大学長の後任)

第3常置委員会委員長; 豊橋技術科学大学長

佐々木慎一

(篠筈福島大学長の後任)

第4常置委員会委員長; 東京農工大学長

阪上 信次

(野村東京水産大学長の後任)

ご欠席は, 鳥取大学長の林理事, 神戸大学長の鈴木理事, 広島大学長の田中理事である。

ついで, 事務局より配付資料の説明があったのち, 議事に入った。

### I 会務報告

会長より, これについては, 「資料4」にその概要が記されているが, ここではその要点をご報告することとした旨述べられ, 以下の事項について報告があった。

## 1. 要望書の提出について

去る11月の総会であらかじめご了承を得たとおり、要望書「国立大学の学生納付金の改定について」を取りまとめ、昨年12月16日、廣重第6常置委員会委員長及び平間事務局長が文部省及び大蔵省に赴き、文部大臣、大蔵大臣宛に同要望書を提出、関係担当官に慎重な配慮を要望した。

## 2. 外国大学長の招致について

平成3年度の外国大学長招致事業として、大韓民国大学長を招くことになり、同国の3大学校総長が1月22日に来日され、文部省、日本学術振興会、東京大学、筑波大学、高エネルギー物理学研究所、京都大学、東京工業大学、慶應義塾大学を訪問視察し、1月31日帰国された。なお、1月30日、3総長の参加を得て、文部省、国大協共催のシンポジウム並びに懇親会を開催した。

## 3. 平成4年度予算編成に関する文部省との懇談会について

文部省からの申し入れにより、昨年12月17日、有馬会長、塩野谷副会長、阪上第4常置委員会委員長、廣重第6常置委員会委員長、西澤東北大学長の特別会計制度協議会構成員が文部省の国分事務次官、前畑高等教育局長、長谷川学術国際局長等から予算編成の概要について説明を聴き種々懇談した。

## 4. 大学審議会のヒアリングについて

大学審議会の組織運営部会から、大学の組織運営の活性化に関する意見を求められたので、2月12日、第1常置委員会の鈴木正裕委員（神

戸大学長）にご出席をお願いし、ご意見を述べていただいた。

## 5. 全国大学高専教職員組合(全大教)との懇談について

全大教からの申し入れにより、1月20日、第4常置委員会の阪上委員長、小出委員が全大教の石井副委員長ほか数名と教務職員、技術職員問題等について懇談した。

## 6. 国大協宛要望書について

前総会報告後、本協会宛提出された要望書等は、「資料5」のとおりであり、関係委員会に回付したので、ご報告する。

## II 協 議

### 1. 副会長の選出について

このことについて、会長から次のように諮られた。

昨年12月15日に、京都大学長の西島副会長が退任され、現在副会長1名が空席になっているので、初めにその選出を行いたい。

会則によれば、選出は理事の互選によることになっている。ついては、以下のことをお諮りする。

① 前例により、互選は理事の無記名投票による過半数の得票で決定してよろしいか。

② 従来の慣例では、副会長のうち1名は旧7帝大から、もう1名はその他の大学から選出している。この慣例に従えば、今回の副会長は、旧7帝大から選出することになるが、そのようにしてよろしいか。

これについて協議の結果、従来の慣例に倣うこととし、無記名投票により互選が行われた。

その結果、井村理事（京都大学長）が過半数の得票をもって副会長に選任された。

## 2. 平成4年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

会長から、平成4年度国立大学協会歳入歳出予算(案)についてお諮りしたい、と述べられた。

ついで、事務局長から、「資料6」に基づいて説明があり、原案どおり承認され、これを6月総会に付議し追認を得ることとした。

## 3. 特別委員会委員の交代について

会長から、特別委員会委員の交代について、「資料7」のとおり選任してよろしいかお諮りする、と述べられ、異議なく承認された。

なお、委員長の交代について、先に紹介のあった佐々木、阪上両委員長のほか、教養教育に関する特別委員会は、2月29日退任の竹内委員長に代って、3月1日から山形大学の坪井学長が委員長に就任される旨報告があった。

## 4. 各委員会委員長報告と協議

会長から、これより各委員会の報告と協議をお願いする旨述べられたのち、各委員長からそれぞれ次のとおり報告があり、協議が行われた。

なお、第1常置委員会については、早川委員長が去る2月5日に逝去され、今回報告は行われなかった。

### (1) 第2常置委員会（末松委員長）

去る1月20日に本委員会を開催し、次の事項について審議した。

#### 1) 推薦入学について

推薦入学について、種々の資料にもとづいて、その理念、現状の問題点、実施に際して留意す

べき諸事項などのほか、分離分割方式の前期・後期日程のうち特色ある入試を行う側の日程の試験との関連等について検討を行っている。推薦入学は、「入学者選抜多様化の観点から、大学・学部教育の教育目的に沿って、高等学校長から推薦された者について学力検査を免除し、調査書を主な資料として選抜するもの」であり、一般入試とは別の特別選抜として位置づけられるものである。しかし、推薦入学の実施状況を見ると、プラスの面と同時にマイナスの面もあり、その改善には、①時間をかけた高校側との信頼関係の確立、②推薦を依頼する内容の明確化、③追跡調査、等が大事であることが指摘されている。今後、引続き検討し、これの報告を取りまとめたい。

#### 2) 平成5年度国立大学入学者選抜における留意事項について

各大学が学生募集要項を作成する際の参考に資するため、本委員会では例年、「入学者選抜における留意事項」を作成のうえ8月末頃を目途に各大学に送付しているが、平成5年版について、推薦入学を実施する大学の募集要項作成に配慮し、これの送付時期を若干早めるよう取りまとめをすすめたい。

#### 3) 大学入試センター試験における「代筆解答」について

大学入試センターでは、肢体不自由者に対する大学入試センター試験の「代筆解答」に関する実施上の問題点及び具体的措置等について、目下、実施方法専門委員会及び同委員会実施特別措置に関する審査小委員会で検討がすすめられている。この件については、いずれ「中間報告」がまとまった段階で本委員会に検討依頼がくるものと思う。

## (2) 第3常置委員会(佐々木委員長)

### 1) 平成4年度就職協定期日等について

就職協定について、企業側の一部に廃止を望む向きもみられるが、本委員会としては、これまでどおり、「就職協定を存続させるべき」との基本方針のもとに対応してきた。その経過の概要は次のとおりである。

昨年10月26日開催の就職問題懇談会(大学及び高等専門学校関係9団体が構成)において、平成4年度就職協定期日等について大学側の意見を総括し、これを踏まえて11月28日開催の就職協定協議会特別委員会(大学側団体と企業側団体の委員で構成)で協議した。その結果、最終的に12月2日開催の就職協定協議会世話人会において、「①採用選考開始—8月1日前後を目標として、企業の自主的決定とする。②採用内定開始—10月1日」を柱とする「平成4年度就職協定」及び「申し合わせ事項」が決定された。それが「資料8」である。(以下、同資料について説明があった)これを承けて、その後去る1月16日、就職問題懇談会において、求人票の取扱い等の「企業と大学・高専との間の求人求職事務に関する申し合わせ」を決定した。また、1月21日開催された企業側の就職協定検討委員会において、「企業側の求人求職活動の考え方」が確認されている。

なお、大学側の求人求職事務の一環として、学生に対し、7月1日以前の会社説明会への参加等を慎むよう、就職問題懇談会構成の国大協、公大協、私大連等9団体連名によるポスターを作成し各大学に配付することとした。

### 2) 育英奨学金の問題について

2月14日開催の委員会において、文部省の井上学生課長から、育英奨学金に関して説明を聞き、それをもとに種々意見交換した。

以上の問題のほかに、保健管理センターの問題について、引続き審議していくことにしたい。

## (3) 第4常置委員会(阪上委員長)

昨年秋の第89回総会以降、去る1月20日に小委員会を開催し、今後本委員会として取り組むべき問題について検討した。

1) 教務職員の問題については、前回総会に提出した「教務職員問題に関する検討結果報告」の中で、問題点等の指摘とともに、現行制度のもとで考えられるいくつかの対応策を併記した。うえ、各大学がそれぞれの実情に即して問題解決を図っていただきたい旨お願いした。その後、これに対する各大学からの反応はまだないが、会長の会務報告にあったように、全大教との間でこの問題について懇談した。

2) 教室系技術職員の問題については、当面、現行の行政職(→俸給表体系)の中で、職務内容を整理し組織化をすすめるという方針のもとに、各大学の組織化及び研修の進捗状況を見守っているところである。組織化については、現在12大学で既に組織化されたか、又は具体化されつつあるときいている。そこで、将来の専行職移行へのステップとして、時機をみて、各大学の「組織化」及び「研修」等の実状等を調査把握し、その上で、この問題についての今後の取り組み方を検討することとしたい。

## (4) 第5常置委員会(角田委員長)

### 1) 外国大学長招致事業について

平成3年度の外国大学長招致事業については、会長からの会務報告にあったように、去る1月22日から1月31日までの10日間、大韓民国から三人の大学長をお招きし、大学、研究所等の訪問視察のほか、1月30日には、国大協及び

文部省が共催し、「日韓間の文化（学術）、研究者、学生の交流について」をテーマにシンポジウムを開催した。そのシンポジウムのパネリストには、韓国の3大学校総長及び日本側から阿南筑波大学長並びに山田大阪外国語大学長をお願いし、参加者一同熱心な討論が行われた。

## 2) アジア太平洋地域の高等教育協力に関する国際会議について

「第2回アジア太平洋地域の高等教育協力に関する国際会議」が来る4月に韓国のソウルで開催されるが、これに先立ち、同会議の作業グループ（アジア太平洋高等教育交流ワーキング・パーティ）会議が昨年12月3日から5日までタイのバンコクで開催された。去る1月16日開催の本委員会において、同作業グループの日本側代表として出席された本委員会の山澤委員からその審議状況の報告を伺った。その報告の概要は次のとおりである。

今回の第2回国際会議は、全体会議のほか、①研究者、留学生の交流、②大学間の情報交換、③大学、企業間の相互交流の促進、の三つの分科会で討議を行う予定である。なお、冒頭の全体会議では、有馬国大協会長の基調講演が予定されている。

また、AVCCからの提案で、“アジア太平洋版エラスムス計画”を実施するための常設事務局の設置について協議が行われたが、これについては、時期尚早ということで、当面はAVCC事務局が参加国の協力を得て関連組織間の連絡・調整等を行うこととなった。

以上山澤委員の報告について意見交換と協議を行った結果、アジア太平洋地域の大学間交流の問題について、第5常置委員会内に専門委員会を設けて対応していくこととした。

次に、昨年暮、AVCCから会長宛に、オー

ストラリアと日本の大学間の教育交流を一層促進したいので、コンソーシアムを設置してほしい旨要請があった。それによると、AVCCでは、両国の大学間で、学生を語学及び専門教育等について、その教育レベルに応じて相互に1年間教育することを制度化し、コンソーシアムで単位互換、選抜、カリキュラム、及び情報交換等について協議したい、ということである。この取扱いについて協議したが、本委員会としては、わが国では、単位互換、カリキュラム等については各大学それぞれの責任により行われるべきとされていること、外国の大学との学生交換に関しては個別大学間の交流協定にもとづく授業料等の免除制度が既にあること、留学生の選抜については、従来文部省で取扱われていること、などから、コンソーシアムは現状になじまないのではないかと、という意見となった。これについてご意見を伺いたい。

以上の説明について次のような意見があった。

コンソーシアムをどのようなものとして考えるかにもよると思うが、最近では、各大学でオーストラリアの大学と個別に交流協定が結ばれつつあるので、むしろ、それらの連合体として発足し、両国大学間のそれぞれの分野に応じた交流により実質的にコンソーシアムをつくることは可能と思う。先方からの提案をリジッドなものとならせないように思う。

## (5) 第6常置委員会（廣重委員長）

本日午前中、本委員会を開催し、次の事項について審議した。

### 1) 国立大学財政に関する報告書の取りまとめについて

本委員会の下部組織である「国立大学財政基

盤調査研究委員会」では、昨年3月の「中間報告」（「教官の直面する教育研究の現状」）に引続き、「第二中間報告」（「国立大学財政の現状」）を昨年11月に取りまとめ公表（同年12月）したのち、最終報告書の取りまとめをすすめてきたが、それも間もなく完了する見通しである。配付の「資料11」は、調査研究委員会が予定する報告の「目次」及び「まとめと提言（案）」である。そこで、本委員会として、「まとめと提言（案）」について検討するとともに、報告書の取りまとめ方について協議した。その結果、①調査研究委員会は来る3月1日に委員会を開催し、報告書の取りまとめを終えた時点で解散する、②調査研究委員会の報告にもとづいて重要事項等の絞り込みを行い、今後の活動方針を検討する、こととした。

以上の説明について、報告書中の統計資料の扱い方、科研費における重点領域と一般との関係等について意見があった。

#### (6) 学術情報特別委員会（太田委員長）

従来、「著作者・出版者複写権集中処理センター」と「学・協会著作権集中処理システム」とに別れていた著作権処理機構が統合されて「日本複写権センター」（JRRC）が設立されたことは、前回理事会及び第89回総会にご報告したが、その後、昨年12月17日及び本年2月18日に本委員会を、1月17日に在京の若干の委員による打合せ会を開催し、引続き複写に関する著作権の問題について審議した。その審議状況は次のようである。

12月17日開催の委員会において、複写に関する著作権の問題について、初めに文部省及び日本複写権センターから個別にヒアリングを行ったのち、この問題への対応を協議した。その結

果、現時点で、この問題についての審議状況を参考情報として各大学に送付することとし、その後、打合せ会（1月17日）の議を経て2月18日開催の本委員会で審議のうえ「資料9」の「国立大学における複写に関する著作権の問題について」を取りまとめた。これについてご審議いただきたい。

また、今後、日本複写権センターと複写に伴う著作権使用料について話し合う基礎となる各国立大学の複写利用の実態を調査する必要があるが、この調査については文部省に依頼したい。

なお、複写に関する著作権の問題の具体的な事項について検討する専門委員会を近くスタートさせることとした。

概ね以上のような説明に引続き、同委員長から、配付資料「国立大学における複写に関する著作権の問題について」について説明があり、審議が行われた。

その結果、特に異議なく、これを各大学に送付することが了承された。

#### (7) 教養教育に関する特別委員会

（竹内委員長）

去る2月21日に本委員会を開催し、次の事項について審議した。

##### 1) 委員長等の交代について

委員長の学長任期満了に伴う次期委員長の選出を行い、坪井山形大学長を後任に選任した。また、新委員長のもとで、本委員会の担当事項等を勘案のうえ退任委員の後任を補充することとした。

##### 2) 教養教育に関する情報交換について

昨年7月に大学設置基準が大綱化されたことに伴い、教養教育の改革を検討されている大学も多いと思われるので、その状況等について各



委員が知る得るかぎりの範囲で情報交換を行った。それによると、①教養部を廃止し、その教官定員を大学院に振り替えて大学院大学を志向する、②同じく教養部を廃止し、全学の改革の中で教養部の教官を各学部に分属する、③現在、各専門学部に分属している教養教育担当教官についてグルーピングする、ことなどが検討されているようであるが、現時点ではまだ各大学の動向を取りまとめる状況にはないと思われる。

#### (8) 教員養成制度特別委員会（将積委員長）

本委員会では、昨年6月、「大学における教員養成—教員養成の現状と将来—（中間まとめ）」を取りまとめたのち、各大学にこれに対する意見を伺って最終報告の取りまとめをすすめてきたが、それも完了し、このほどこれを冊子として各大学にご送付申し上げた。その後、小委員会を2回開催し、本委員会として今後どのような問題を取り上げて検討すべきか意見交換した結果、免許基準の引上げに伴う問題のほか、初任者研修制度及び実習（母校実習）、附属学校のあり方、新課程の位置づけ、教員養成系博士課程大学院の設置、等について検討していくこととした。

#### (9) 大学院問題特別委員会（高橋委員長）

前回総会以降、本委員会はまだ開催していないが、その後、委員の退任が重なったので、その補充について書面をもって各委員に諮り、さきほどご承認いただいたとおり、5名の学長を新たに委員にお願いすることになった。

本委員会では、前総会において「国立大学大学院の果たしてきた役割と今後のあり方」について、大学や企業関係等多方面にアンケート調査を実施することが了承されたので、この問題

について専門委員会を設けて具体的に検討していくこととしたい。

#### (10) 入試改善特別委員会

会長から、現在、空席となっている入試改善特別委員会委員長の選任について、次のように諮られた。

入試改善特別委員会の委員長を務められた西島副会長がこのたび任期満了により京都大学長を退任されたので、後任委員長の選任を行わなければならないが、入試改善特別委員会の委員長は、従来副会長が兼ねるのが慣例になっている。この慣例に従い井村副会長にお願いしてはどうか、お諮りしたい。

この提案について協議の結果、異議なく承認された。

#### (11) 生涯学習特別委員会（太田委員長）

前回総会以降、昨年12月16日及び本年2月17日の2回本委員会を開催した。その審議の概要は次のようである。

12月16日開催の委員会では、大学における生涯学習について、その現状、問題点等を中心に意見交換を行った。その主な内容は、①拠点方式を含めて大学の生涯学習センターの設置について、②定削に伴う職員不足の問題と今後の週休2日制への対応について、③地域の市民や産業界におけるニーズの把握について、④放送大学、専修学校、単位制高校との関係について、⑤平成3年度から開始されたリカレント推進事業（横浜国立、広島、九州工業各大学）について、⑥国立大学における社会人受入れ状況について、等である。

2月17日開催の委員会では、①全国の生涯学習情報提供システムのネットワーク化について

の調査研究について、②平成3年度広島大学におけるリカレント教育の状況について、③神奈川県における生涯学習推進体制について、それぞれ関係の専門委員から説明をきき、その説明をめぐって種々意見交換した。

次回以降、引続き国立大学における生涯学習の諸問題について検討をすすめ、重点事項を絞り込んでいきたい。

## (12) 医学教育に関する特別委員会

(井形委員長)

去る12月2日に本委員会を開催し、今後の対処すべき諸問題について協議した。その中で、国会で審議中の医療法の一部を改正する法律案に盛り込まれている「特定機能病院」の紹介制は大学における医学教育にとって問題が多いので、その意見を厚生省に表明することとした。

このほか、本委員会としては、前総会に提出した「医学系・歯学系大学院問題に関する調査報告書」について、その後各大学からご意見を寄せていただいているので、これらについて検討し、また、脳死と臓器移植の問題についても取り上げたいと考えている。

## 5. 大学入試センターからの報告

初めに、大学入試センターの有江所長から、去る1月11日(土)及び12日(日)の両日(その1週間後の追試験を含む)に実施された大学入試センター試験における各大学の協力に対する謝意が述べられたのち、引続き同所長から、平成4年度大学入試センター試験の実施結果について大略の説明があった。

ついで、松本副所長から、大学入試センター試験等に関する次の事項について、配付資料をもとに説明があった。

- 「平成4年度大学入試センター試験実施結果の概要」
- 「平成4年度大学入試センター試験の実施結果に基づく各大学からの主な意見」
- 「平成5年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験を利用する私立大学について」
- 「高等学校学習指導要領の改訂に伴う各種委員会等の任務スケジュール案」
- 「高等学校教育課程比較表」

## 6. その他

### (1) 大学審議会組織運営部会のヒアリングについて

このことについて、会長から次のように述べられた。

去る2月12日、大学審議会の組織運営部会で国・公・私立各大学の団体及び大学基準協会に対するヒアリングが行われた。国大協からは、第1常置委員会の早川委員長にご出席をお願いしていたところ、ご不幸のため、急遽、第1常置委員会の委員である鈴木神戸大学長にご出席をお願いした。当日、同学長が委員として述べられたご意見の要旨が「資料10」である。

なお、大学の組織運営の問題に関し、同資料に述べられている、①教員採用のあり方、②定年制のあり方、③外国人の採用、④社会との連携、⑤学長のリーダーシップのあり方、などについて、ご意見をお寄せいただければ幸いです。

### (2) 国立大学の教育研究環境の改善等について

会長から、教育研究環境の改善策について、特に第6常置委員会等の活動を含めてご意見を賜りたい旨述べられた。

ついで、意見交換が行われ、主として次のような意見があった。

- 国立大学の教育研究環境の実情が社会に認識されるようになってきたが、財政基盤調査研究委員会の報告書はこの点タイムリーであったと思う。
- 外国人留学生が今後さらに増加することが確実であるので、宿舍を含めて留学生の受入れ体制の整備が緊要な課題である。
- 国際化ということで諸外国との研究者の交流は大事ではあるが、それには、わが国の研究が他の国に比べて独自性ととも高い水準にあるという前提が必要であろう。
- 大学審議会大学教育部会では、先の答申後、今後の検討課題について種々論議している

が、特に財政及び留学生の問題が目下焦点になっている。

- 授業料減免の適用基準がきびしくなり、その運用に問題が起きている。この問題の検討をお願いしたい。
  - 大学財政基盤調査研究委員会の「報告書」の提言をうけて、大学財政問題を今後検討するについて、特別委員会を設けることは考えられないか。
  - 地方自治体から国立大学への財政支出を可能にすること、のほか、高等教育予算に対するシーリングや定削の問題についても要望していく必要がある。
- 以上をもって本日の議事を終了した。

## 第1常置委員会

日 時 平成4年1月24日(金) 11:00~14:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 早川委員長

清水、浜田、下沢、花輪、内田、長倉、小黒、尾上、金森、村松、鈴木、  
武田、岡市各委員  
田中、佐藤、西尾各専門委員

早川委員長主宰のもとに開会。  
議事に先立ち委員長より、新たに就任された委員、専門委員について、次のとおり紹介があった。

委員 内田 安三 長岡技術科学大学長  
" 金森順次郎 大阪大学長  
" 村松 岐夫 京都大学教授  
" 下沢 隆 埼玉大学教授  
専門委員 田中 学 東京大学教授

ついで委員長より、昨年暮に文部省の大学審議会室から国大協宛に依頼のあった「大学審議会における審議に対す意見」(配付資料)の作成

から提出に至る経緯について報告があり、さらに、昨年11月の総会に提出した報告書「国立大学のあり方について」に参考資料(統計図表)を追加作成した旨報告があった。

〔議 事〕

### ◎ 大学審議会の審議事項について

委員長より、次のように述べられた。

大学審議会においては、昨年10月新たに組織運営部会を設け、教育研究活動の促進を図るため、大学の組織運営の活性化に関しての検討を行うことになった。その具体の調査審議に先立

って、同部会によるヒアリングが別紙日程で実施されることになり、国大協からは当委員会の委員長が出席することになったので、ヒアリングの検討項目（別紙）について、国立大学としてどのような意見を述べたらよいか、各位の自由なご意見を伺いたい。全体として統一した意見は難しいかと思うが、まとめはお任せいただき、当日意見を述べさせていただくことにする。

以上の委員長発言があったのち、主として次の点について意見交換が行われた。

- (1) 教員人事の活性化。
  - 地方における大学の人事交流の現状。
  - 都市志向と私学との給与格差の問題。
  - 人事交流の基本方針と運用面の条件整備の必要。
  - 文科・理科系両分野の考え方の相違。
  - 助手に任期制を導入する場合人材確保のために身分格上げと待遇充実が不可欠。
  - 助手人事交流が活性化に役立つこと。
  - 助手の機能別配慮の必要。
  - 人文・社会系助手の慣用的任期制の状況。
  - 外国人助手の任期制の希望。
  - 大学院学生と助手の処遇の相違。
  - 公募制のメリットと、手続遅延等のデメ

リット。

- 分野によって異なる公募制採用の困難性。

(2) 組織の在り方

- 不完全講座の解消。
- 事務職員等の定員削減の限界。
- 組織運営における参与の在り方。

(3) 社会との連携

- 地方自治体との協力関係における法制上の制約。

(4) 大学運営の在り方

- 学長の職務と副学長制及び教授会の機能の関係。
- 管理職手当の範囲の拡大、ライセンスを必要とする業務従事者に対する処遇。
- 寄附講座受入れ手続の簡素化。

以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

2月12日実施のヒアリングに向けて、ただいまの貴重なご意見、ご指摘等を踏まえて陳述意見の素案を作成し、各委員に送りご了承を得ることにしたい。期日まで時間的余裕がないのでご協力の程お願いしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第1常置委員会

日時 平成4年4月22日（水） 13:30~14:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 有馬会長

平林、西沢、浜田、下沢、内田、小黒、加藤、尾上、金森、鈴木、武田、

岡市、田代各委員

田中、佐藤、西尾各専門委員

有馬会長主宰のもとに開会。

初めに会長より、次の挨拶と紹介があった。

本日は委員会にご出席いただき厚くお礼申し

上げる。

本日、初めて委員として出席された加藤延夫名古屋大学長をご紹介する。

ついで同委員から挨拶があったのち、議事に入った。

〔議事〕

### 1. 委員長の選出について

まず会長より、次のように諮られた。

早川委員長が急逝され、空席となっている委員長を選出していただきたい。選出については、国立大学協会会則第24条「委員長は、委員会において委員の互選により定める」によって、今回は、委員による投票により決めていただきたい。

以上が了承され、直ちに投票が行われた。

その結果、鈴木委員（神戸大学長）が選出された。

ついで委員長就任の挨拶があった。

（有馬会長退席）

### 2. 専門委員の交代について

このことについて、鈴木委員長より次のように諮られ、了承された。

これまで西尾名古屋大学事務局長に専門委員をご依頼し、本委員会の審議に加っていただいたが、従来からの慣例もあるので、このたびの委員長交代に伴い、交代をお願いし、新しい専門委員に菊川神戸大学事務局長を委嘱したい。

### 3. その他

委員長より、大学審議会組織運営部会のヒアリングの状況について報告があり、ついで委員長の今後の進め方について、どのような問題に重点を置き審議していくか、その他ご意見があればお寄せいただきたい旨諮べられた。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第2常置委員会

日時 平成4年1月20日（月） 13:30～16:00

場所 学士会分館8号室

出席者 末松委員長

荒川、福士、伊藤、太田、宮地、青野、小嶋、巽、上寺、坂田、田中、入野、福西、松浦、池田各委員

松井専門委員

（大学入試センター）松本副所長、都賀管理部長

（文部省）金森大学入試室長、玉上企画係長

末松委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、新たに委員に就任された名古屋大学の小嶋秀夫教授の紹介があった。

〔議事〕

### 1. 推薦入学について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

推薦入学については、これまでの議論を踏まえて考え方を取りまとめたうえ来る6月総会に報告することにした。ついで、これの素案を用意したので、これをもとにご審議いただきたい。

ついで、委員長の要請で、東京工業大学の渡辺入学主幹から、配付資料「推薦入学について」（メモ）について説明があり、また、松井専門委員から、推薦入学に関する資料（国立大学入学

者選抜研究連絡協議会「大学入試研究の動向」(第5号及び第9号)について説明があった。

以上の説明があったのち、主として、推薦入学の理念を中心に、○推薦入学の出願は全国公立大学・学部を通じて一つとすることの妥当性、○高校側に推薦入学制の趣旨について重ねて理解を求めること、○国立大学における推薦入学の実状及び国立大学間の重複合格の実例、○推薦入学の複数出願に対するペナルティの是非、○推薦入学の選考期日の問題点、等について意見交換が行われた。

以上の意見交換ののち、委員長より次のように諮られ、了承された。

種々ご意見をいただいたが、案について骨子はご了承いただいたと思うので、次回までに文言等を整理するとともに、推薦入学に関して、①国・公立大学・学部への出願は一つとすることの確認、②その趣旨が全高校へ徹底するよう要望書を重ねて全国高校長協会宛提出すること、③万一、複数出願した場合の取扱いについてなお検討すること、にする。

## 2. 大学入試センター試験における「代筆解答」について

このことについて、大学入試センターの松本副所長より次のように述べられた。

このほど、身体に障害を有する者のうち、両上肢機能に著しい障害のある者から、大学入試センター試験について「代筆解答」が認められる可能性について照会が2件あった。肢体不自由者については、従来、試験時間を通常の場合より1.3倍に延長すること、及びチェック回答を認める以外には特別の措置は講じていない。こ

の件について、実施方法専門委員会の「受験特別措置に関する審査小委員会」に意見を聞いたところ、実施上の問題点及び具体的措置等について検討する必要があるとし、今後、別紙のようなスケジュールで検討をすすめていく予定である。これによれば、2月下旬を目途に、審査小委員会において「中間報告」を取りまとめ、これを実施方法専門委員会において審議する予定であるが、その段階で、国大協、公大協及び大学入試センター試験利用私立大学に「中間まとめ」についての意見を伺いたいと考えているので、よろしくお願い申し上げます。

この件については、大学入試センターから「中間報告」が提示されるのをまって検討することとした。

## 3. その他

(1) 社会人入学に関して、○社会人特別選抜の実施状況、○入学後の科目履修、○生涯学習の中での位置付け、等について意見交換があった。

### (2) 文部省からの報告

文部省の金森大学入試室長から、平成4年度大学入試改善関係予算について、①大学紹介用ビデオ・パンフレット作成、大学・学部の教育・研究の概要、入試情報のテレホンサービス、等大学情報提供経費(見込額)、及び②大学入試課長並びに入学主幹の定員増について説明があった。

### (3) 大学入試センターからの報告

大学入試センターの松本副所長から、①「平成4年度大学入試センター試験の実施状況」等についての報告、②高等学校学習指導要領の改訂に伴い、新課程による大学入試センター試験に向けての大学入試センターの各種委員会等の

検討スケジュールについて、配付資料にもとづき説明があった。

以上をもって本日の議事を終了し、今回は5

月11日（月）午後1時30分から開催することとした。

### 第3 常置委員会

---

日 時 平成4年2月14日（金） 13:30~15:10

場 所 東京大学資料編纂所中会議室

出席者 佐々木委員長

坂村、船越、小野寺（代理；吉田副学長）、山本、久々宮、松野、岩佐、蜂須賀、後藤、吉田、山田、村田、迎、光永各委員

小路、木村、佐藤各専門委員

（文部省）井上学生課長

---

佐々木委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、委員長就任の挨拶があり、ついで、学長交代に伴い新たに委員に就任された久々宮東京商船大学長、及び小野寺委員の代理として出席された図書館情報大学吉田副学長、並びに本日出席の文部省の井上学生課長の紹介があった。

〔議 事〕

#### 1. 就職協定について

委員長より、平成4年度大学等卒業予定者に係る就職協定に関する審議経過等について、配付資料にもとづき大要次のような説明があった。

昨年10月26日開催の就職問題懇談会において、平成4年度就職協定期日等について大学側の意見を総括し、これを踏まえて11月28日開催の就職協定協議会特別委員会の協議に臨んだ。その結果、「①採用選考開始——8月1日前後を目標として、企業の自主的決定とする。②採用内定開始——10月1日」を柱とする「平成4年度就職協定」及び「就職活動が早期化しないことの徹底等」の「申し合わせ事項」を決定し、

12月2日開催の就職協定協議会世話人において、これが承認された。これを承けて、その後去る1月16日開催の就職問題懇談会において、求人票の取扱い等の「企業と大学・高専との間の求人求職事務に関する申し合わせ」を決定した。また、1月21日開催された企業側の就職協定検討委員会において、「企業側の求人求職活動の考え方」が確認されている。

なお、大学側の求人求職事務の一環として、学生に対し、7月1日以前の会社説明会への参加等を慎むよう、就職問題懇談会構成の国大協、公大協、私大連等12団体連名によるポスターを作成し各大学に配付のうえ学内への掲示をお願いすることとした。

以上のような説明に引続き、同じく委員長から次のように提案があった。

就職協定に関して緊急の対応を迫られる場合があるが、その都度本委員会を開催するのも困難が伴うので、この際、本委員会の下に小委員会を設けてこれに対応していくことにしたい。ご了承いただければ、星莖、岩佐、蜂須賀各委員及び木村、佐藤各専門委員に委員長を加えた

6名の構成でこれを発足させることにしたい。  
この提案について、異議なく了承した。

ついで、佐藤専門委員より平成4年度就職協定について補足説明があったのち、問題点等について意見交換が行われ、①会社の指定書類に差別に繋がるおそれのある事項がある場合の対応、②教員については、採用率が低い上、採用決定時期が企業の内定より遅いため、企業の内定を辞退する事例が生ずる問題、について意見があった。

## 2. 当面する課題について

### (1) 育英奨学制度について

委員長の要請で、文部省の井上学生課長から育英奨学制度について、概ね次のような説明があった。

文部省では、大学審議会の答申の提言をも踏まえ、育英奨学制度の問題について幅広い立場から検討するため、昨年10月、教育及び経済分野の専門家を中心に10名の委員構成で「育英奨学制度に関する調査研究委員会」を設け、今年3月一杯を期限として月1回のペースで委員会を開催し検討をすすめている。これまでに問題点の洗い出しを行うとともに、有利子及び返還免除制度のあり方などを含めて、育英奨学制度の中に40%を占める日本育英会の奨学金のあり方について検討しており、今回は、大学院学生に対する奨学金のあり方について検討することが予定されている。

なお、平成4年度奨学金について、大学院博士課程新1年次生及び新2年次生からの貸与月額を平成3年度に比べ2万円引上げて10万6千円とするとともに、貸与の家計基準について、従来は親の収入としていたのを、大学院学生の

生活の独立性を考え、学生本人の収入に基づくことに改めた。最終的には予算の成立に俟たなければならないが、これによって税制上からくる不合理は改善されることになる。

以上のような説明があったのち、概ね次のような意見交換が行われた。

- 奨学金貸与者数の各大学への割り振りは、一定の基準に従って決められていることと思うが、それ以外に、それぞれの大学の過去の実績なども勘案されるのか。
- 原則的には学生数を基準としているが、実績もある程度配慮してきた従来の経緯はあったかと思われる。
- 米国では、大学院学生の奨学金については給費制で、その基準は学業成績のみとされていると聞く。わが国でも同様のことができないものか。
- 奨学金の返還免除については、国の研究機関等に一定期間以上勤務した研究者などに限られているのは不合理であるという意見もある。
- 大学院をより一層充実させていく観点からも、大学院学生の奨学金については給費制に切り替えていくべきではないか。財政上全額給費が困難ということであれば、半額を給費にし、残りの半額を貸与とすることはできないか。

### (2) 週5日制（週休2日制）への対応について

平成4年度中に実施が予定されている週5日制（週休2日制）への各大学の対応について意見交換が行われ、①生涯学習に関わり、○生涯学習機関としての社会的要請への対応、○図書



館の開閉館の扱い、○休日出勤等職員の勤務体制、など、また、②教育体制に関わり、○各大学におけるカリキュラム編成、○授業の時間割(授業時間、コマ数)などについて意見があった。

なお、このほか、国立大学保健管理センターの問題について、問題点を整理し、それにもとづき引き続き検討していくこととした。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第5 常置委員会

日時 平成4年1月16日(木) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 角田委員長

坪井、阿南(代理:内島留学生センター長)、原、平山、山澤、嶋田、吉田、佐野、山田、櫻井、三分一、今堀、稲垣、安藤、砂川各委員  
垂木専門委員

(説明者)馬越 徹(名古屋大学教育学部教授)

(文部省)鈴木教育文化交流室専門職員

(オブザーバー)大木筑波大学国際交流課長

角田委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、阿南委員の代理として出席された内島俊雄筑波大学留学生センター長、及び本日の議題である韓国の高等教育について説明を依頼している馬越徹名古屋大学教授、並びに文部省の鈴木教育文化交流室専門職員の紹介があった後、本日の議事に入った。

〔議事〕

### 1. 第2回「アジア太平洋地域の高等教育協力に関する国際会議」について

このことについて、山澤委員より配付資料「アジア太平洋高等教育交流ワーキング・パーティ会合参加報告」に基づき、概ね次のような説明があった。

(1) 第2回会議は韓国大学教育協議会(KCUA)の10周年記念祝賀と合わせて、来る4月7日~10日、ソウルで開催される。この会議では有馬国大協会長及びマッキノンAVCC会長の講演等の他、昨年12月3日~5日にタイのバンコクで開催されたワーキング・パーティ作成

の報告書案が提出され、参加者全員による討議に付され、アジア太平洋地域高等教育交流促進のための具体的報告が作成される予定である。

なお、ワーキング・パーティの報告書の構成は次の通りである。

- 1) UMA P (University Mobility of Asia Pacific の略) 活動の独自の貢献
- 2) 政府間協定、組織間協力、大学間協力の現状の簡潔な展望
- 3) 大学交流を阻害する要因を指摘して、その解決方法を提案
- 4) 送り出し大学・受入れ大学に分けて、大学交流に果たす役割を明記する。
- 5) 政府、組織、大学への行動提案

(2) AVCCは、主要国が経費を拠出して、UMAP事務局を設置し、アジア太平洋版エラスムス計画を実施する常設事務局とすることを提案したが、日本委員が時期尚早であると反対した結果、当面はレファンス・グループ会合を続け、アジア太平洋地域における学部学生を中心とする大学交流の拡充に努めることとなっ

た。

ただ、報告書案には、参加国から1万ドル～2万ドルを拠出することが決ったように出ているので、修正を申し入れたいと思っている。

(3) UMAPは既存の政府間協定、組織間協力、大学間協力を包摂して、大学交流に関する情報収集、経験の集積と普及、問題指摘、解決提案を実施する協議グループとしての役割を果たす。常設事務局も備えた国際組織として確立できた暁には、エラスムス計画のアジア太平洋版として機能することを期待する。

続いて委員長より、配付資料「'92 Seoul International Conference on The Role of University Education in the Asia/Pacific Age」に基づき、4月7日～10日に開催される第2回会議のプログラムの説明があった。

以上の説明に関して、次のような意見交換があった。

- 将来的にはUMAPの常設事務局の設置も必要なことであると思う。ただ、このような早急な形では、経費の拠出を含め、日本は対応できないので、そのことは十分理解してもらう必要がある。
- 現在、有馬会長に第2回国際会議への招待状及びそこでの講演依頼、また山澤委員にも招待状が届いている。韓国は距離の近い隣国であるので、積極的に参加についてお考えいただきたい。
- 国際会議は第1回はAVCC、第2回はKCUAと大学の連合体が主体となって運営している。我が国でも、準備が必要ではないか。以上のような意見交換があった後、山澤委員より次のように述べられた。

私は当委員会の協議により、打合せ会等に出

席しているが、一人では困る場合があるので、私以外にも打合せ会等に参加する方をお決めいただきたい。

山澤委員の提案に関して、委員長より次のように述べられ、了承された。

当国際会議については、当面は3名の教員委員を中心としたサブグループを設けて対応を考えていただきたい。

## 2. オーストラリア副学長会議 (AVCC) からの申入れについて

このことに関して、委員長より次のように述べられた。

配付資料の書簡の通り、AVCCよりオーストラリアの大学と日本の大学との間でコンソーシアムを作り、学生の相互交流を図りたい旨の申入れが会長宛にあったので、協議いただきたい。

これについて、次のような意見交換があった。

- 現在、ANUはオーストラリア雇用教育省の委託により、一種のパイロット・ケースとして、日本の国立大学(一橋、名古屋、大阪、広島大学等)と私立大学の11大学に対し、以下のような内容で1年間の学部学生の相互交流を働きかけており、本年より15～16名程度の学生の相互交流が実施される予定である。
  - (1) 授業料は相互に免除する。旅費、滞在費は学生の自己負担。
  - (2) 宿舍は受入れ大学が世話する。
  - (3) 学生は受入れ国の言語で教育を受ける。オーストラリアの学生はダブル・メジャーといって、法律とか経済等を専攻すると同時に、日本語等の語学も専攻しており、日本語での教育に対応できると思われるが、それで

十分ということはないので、受入れに際し、相互に語学の補習講義も行う。

(4) 語学の講義も含めて、留学先の大学での履習科目はすべて単位を互換できるよう措置し留年せずに卒業できるようにする。

なお、現在のところ、日本の大学側ではANUに個別に対応しているだけで日本側のまとまった受入れグループが出来ているわけではない。しかし、オーストラリアはANUの交流協定をモデル・ケースとして、日本との間にコンソーシアムを作り、毎年定期的に学生の相互交流を実施することを望んでいる。

- ANUのように学生交流を希望する大学が別個に協定を締結し交流を実施するのは大変なため、オーストラリアはAVCCが世話役となり大学の取りまとめ及びコンソーシアム作りを行うが、日本に対しては国大協や私立大学の団体がその役割を果たすことを望んでいると考えられる。
- 文部省は本年度より、大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収の措置を講じたが、コンソーシアムを作って学生交流を行うとすると、この規定は適用できないものと考えられる。この点、今後の検討課題である。
- 大学間の学生交流は大学が主体的に行うべき事柄であるが、当面はAVCCからのこの件に関する要望は当委員会では対応せざるを得ないとする。
- AVCCからの手紙を見るとコンソーシアム作りを急いでいるが、私はむしろANUと日本の大学との学生交流の実績を見た上で、更に協定を拡大するという段階で、この話を進めても十分間に合うと考える。

概ね以上のような意見交換の後、委員長より次のように述べられ、了承された。

AVCCに対しては、授業料免除や最後に指摘のあった問題等を伝えると共に、当面は各大学間の協定を促進し、学生交流を盛んにすることから開始したらどうかという旨を書き送っておきたい。

### 3. 韓国の高等教育について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

来る1月30日に韓国の3大学総長を迎えてのシンポジウムが開催される。本日は、韓国の高等教育事情に造詣の深い馬越先生にお話を伺うため、特別にご出席をお願いした。

続いて、名古屋大学の馬越 徹教授より配付資料「韓国の大学——模索する21世紀へのシナリオ」を参考に、最近の動向も踏まえて韓国の高等教育事情について詳しい説明があった。その主な項目は次の通りである。

- (1) 韓国の高等教育のシステムと規模の拡大について
- (2) 大学の入口と出口（卒業と就職）の問題について
- (3) 韓国大学教育協議会を中心とした最近の改革の動向について
- (4) 国際交流について
- (5) 21世紀へ向けての韓国高等教育計画について

以上の説明に関して活発な意見交換があった後、委員長より来る1月30日に開催されるシンポジウムの説明があり、これについての協議を終了した。

#### 4. その他

委員長より次のように述べられた。

先般開催の国大協総会で、国際交流の促進のためには基金が必要であるが、基金づくりの方法としてODA予算の活用を当委員会で検討されたい旨の依頼があったので、本日この問題について協議をお願いしたい。

これについて、次のような意見交換があった。

- 前回総会では、特に東南アジア諸国の大学から、例えばフルブライトのような奨学制度創設の要望が高いので、そういった方面に何かアピールできないかとの問題提起がなされた。これに対し、現在、ODA予算で開発途上国に多くの資金を貸与しているが、なかなか返済されないので利息を下げるとか期限を

延長する等の措置を講じているが、しかし一方では文化学术交流のため奨学金・組織づくりが課題になっているので、例えば発展途上国は留学生派遣という形で貸与金を返済する等、二つを合体させるようなことを考えたらどうかという提案があった。

- ODA予算に関しては、外務省等の担当官に資料提供もしくは説明を依頼したらどうか。

概ね以上のような意見交換の後、委員長より次のように述べられ、了承された。

この件に関しては、国大協総会で検討依頼があった問題であるので、次回も継続してご協議をいただきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

### 第5 常置委員会

日時 平成4年3月16日(月) 13:30~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 角田委員長

嶋田、佐野、川島、山田、櫻井、三分一、今堀、安藤、土山、砂川(代理; 瀬名波教育学部長)各委員

垂木専門委員

(文部省)岡本国際企画課課長補佐、河野教育文化交流室長補佐、鈴木同専門職員

角田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、本日の議事に関連し出席いただいた文部省担当官の紹介があった後、議事に入った。

#### 〔議事〕

##### 1. 平成4年度外国大学長招致国について

これについて、委員長より次のように述べられた。

平成4年度外国大学長招致国について、予め

委員・専門委員の意見をお聞きしたところ、本日配付の資料の通りの結果となった。本日はこれを参考に協議をお願いしたい。

これについて協議の結果、候補国はアメリカが5票と一番多いが、アメリカとは学术交流が活発であり、また昭和60年に当致招事業ではないが、アメリカ州立大学協会の依頼に基づき、国大協がその代表団を日本の高等教育機関への訪問視察の世話をしたこともあるので、平成4年度はアメリカに次いで推薦の多い(4票)イ

タリアから大学長を招致することになった。

なお、招致時期は本年11月～12月、またイタリアの場合、日本への留学生も少ないので、中国と韓国の大学長招致の際に実施したシンポジウムは開催せず、代わって懇談会を開催することにした。

## 2. 第2回「アジア太平洋地域の高等教育協力に関する国際会議」について

これについて、委員長より次のように述べられた。

第2回国際会議は韓国のソウルで、来る4月7日～10日に開催されるが、国大協からは有馬会長、山澤委員、川島委員と私が出席させていただきたいと考えるので、ご了承の程お願いしたい。また、第3回はブルネイ、第4回は日本が開催候補国となっているが、そろそろ開催に向けての準備が必要であるので、それについてのお考えを伺いたい。

なお、前回の国大協総会で、IAU、IAUP、環太平洋大学長会議等大学加盟による多くの国際会議があるが、これら既存の国際会議との関係を整理されたい旨の要望が当委員会に対しあったが、その時は当国際会議は日本の大学全体への呼びかけであって、国大協としては私立大学の団体と連携をとり対応すべきと考え、しばらくは様子を見ながら参加したらどうかと答えた。アジア太平洋地域では高等教育の国際交流促進が望まれているので、その基盤強化のためにも、当委員会の今後の検討課題としたいと考える。

これに関して、概ね次のような意見交換があった。

○ 第3回以降の当国際会議の開催年はまだ決

定していないが、毎年実施となると、第4回目は平成6年度開催となるので、予算や開催テーマ等について、事前に十分に準備しておく必要がある。

- 国際会議開催経費だが、その一部として外国大学長招致事業及びシンポジウム開催経費を充てるが、それだけでは経費が大幅に不足するので、国大協の会費を臨時に増額し、不足額を補うことも考えられる。
- 交部省国際学術局に要望し、国際会議の開催経費を大蔵省に概算要求してもらった方がよい。
- 韓国の場合、原則として渡航費は自己負担、滞在費は開催国負担（2名分）と聞いているが、国際会議を交代で開催するのであれば、開催国の経費負担も含め、どのような役割を果たせばよいのか、明確に取り決めをすべきと考える。それがないと、開催に要する経費の試算もできない。
- 国際会議は国公私立大学の団体の共催という形が望ましいが、その場合でも諸般の事情を考慮すると、やはり国立大学が中心となり、他の団体と相談しつつ計画を推進することになると考える。

概ね以上のような意見交換の後、委員長より韓国での会議に出席した際に、会議費用や招待の範囲、方法等必要な事柄について調べて来た旨の発言があり、これをもってこの件についての協議を終えた。

## 3. その他

(1) AVCCからの申入れについて

このことについて、委員長より次のように述べられた。

有馬会長宛にオーストラリア副学長会議（AVCC）から学生相互交流のコンソーシアム作りの申入れがあり、これについて前回委員会で協議願ったが、その後、日本とオーストラリアの政府間の話合いの席でも、この件が先方から提案されたとのことなので、本日は国際企画課の岡本課長補佐に出席願って説明を伺うこととした。

続いて、岡本課長補佐より、配付資料「OECD諸国の留学生受入れ事情」に基づき、ECのエラスムス計画と組織的留学生交流の実情の詳細な説明があった後、オーストラリア政府関係から提案された内容に関連して概ね次のような説明がなされた。

オーストラリア国立大学（ANU）が日本の国私立大学10数校に対して、大学間協力プログラムに基づき学生の相互交流協定締結を積極的に働きかけていて、今年度より学生の相互交流を開始する大学もあるので、このような将来のエラスムス型の交流を目指した個々の大学の動きについての配慮方を要請された。そういうこともあって、大学間交流協定に基づく留学生交流の際の授業料免除をANUとの留学生交流に優先的に適用されるよう検討すると共に、このような動向に遅れないために、平成4年度予算の高度化推進特別経費の中に大学間協力プログラムを作成するのに必要な経費を出せるよう措置している。

又、3週間ほど前に、定期的で開催される日豪の文化協定に関する政府間会議があり、そのサブ・コミッティーの教育文化交流を協議する会議において、オーストラリア側から日本政府に対し、UMAPSの支持及び事務局設置のための拠出金の協力方について要請があった。こ

の件については、事前に日本の大学関係者から、現段階ではこのような機関設置は望ましくないとの考えを聞いていたので、日本政府としてはっきり断わった。

その席上逆に日本から、先程お話ししたANUの働きかけで始まる学部学生の相互交流を今後さらに伸ばそうではないかと提案した。その具体的方法として、基本的に各大学は同様な協定を締結しようとしているので、相互にエラスムス型の交流を目指した大学間の共同教育プログラム作成のためのコンソーシアム（この場合のコンソーシアムはお互いに参加大学のグループを作り、ある大学を幹事校とし、幹事校がその国の窓口となり、情報等を集中管理し、学生交流の促進・調整を図る）を作ることを提案したところ、オーストラリア側も了承し、相互に持ち帰り、それぞれの国の大学関係者に呼びかけるとの結論に達した。そこで本日の会議にこのようなコンソーシアム作りについて、ご検討をお願いする次第である。

このことについて、概ね次のような意見交換があった。

- 大学間で履習科目や単位認定を含めた学生交流協定を締結するためには、相互にカリキュラム内容等かなり立ち入ったところまで調べ、お互いに評価し、相互に有益と認めてはじめて実施に至ると考えるので、非常に大変な作業である。
- 締結に至るまでに大変な時間、手間、お金がかかるので、先程説明したように文部省としても、若干ではあるが、経費について特別会計で使えるよう措置を講じた。
- エラスムス計画の基本の一つに、学生は現地国の言語で学ぶというのがあるが、オース

トラリアの場合は日本語教育に熱心であるので、オーストラリアからの学生は、来日当初は日本語での授業に多少戸惑うと思うが、十分な学習能力を持っていると考える。

- オーストラリアの大学は日本の大学との国際交流に熱心であるし、またオーストラリアは安心して学生を送れる国でもある。

概ね以上のような意見交換の後、委員長より次のように述べられ、了承された。

オーストラリアは日本の大学との国際交流に非常に熱心である。また、現在、ANUが日本の国私立大学との間に学生交流の計画を進めているところでもあるので、このコンソーシアムの件は今後継続して審議したい。

### (3) 前回総会における当委員会への検討依頼について

これについて委員長より次のように述べられた。

前回委員会でも若干協議いただいたが、前回総会で当委員会に対して、日本における奨学金制度の拡大・確立の検討方の依頼があった。本日はその発言の要旨を取りまとめたものをお手許に配付した。

続いて委員長より配付資料「第89回総会における第5常置委員会への希望事項」に基づき、説明があった。

以上の説明に関して、概ね次のような意見交換があった。

- 日本では文部省・外務省関係団体の他、民間等でも様々な組織で奨学金を支給しているが、外国の人達には非常に複雑かつ分かりづらいようである。かつてのフルブライトやフンボルトのように国の奨学制度を一本化する

と同時に、規模の拡大を図れないものか。

- 文部省を中心に、様々な機関が奨学制度に力を注いでおり、その恩恵を受けた者は本当に感謝しているが、フルブライト等と比較すると一般の感謝の声が余り聞こえて来ない。フルブライトやフンボルトはフォローアップの面でもキメ細かい対応をしているが、日本の場合も対外的なPR活動にもっと力を入れるべきである。

- 私費留学生に対する民間等の奨学団体は沢山あるが、その多くは基金が小規模のため外国での募金活動ができない、また設立者は自ら基金の運用・管理を行いたいという意識があるため、結局は既に来日中の私費留学生に奨学金を支給することになり、来日中の留学生の経済状況の改善には役立つが、留学生数が増加することはない。文部省も以前から、この問題を検討しているが、現在のところ、一本化は困難と考える。

- 文部省や外務省の他、様々な財団が留学生を中心に奨学制度を設けているが、これらを有効に活用し、優秀な学生が日本へ留学するような方策を考える必要がある。

- 外国では日本の奨学金制度に関する情報が不足している。優秀な学生を招くためにも、その情報を分かり易く取りまとめ、かつ外国に行き渡るような措置を講ぜられることをお願いしたい。

- 広報活動を行うと同時に、大学推薦制度をもっと有効活用し、積極的に大学間交流締結大学に優秀な学生の推薦を働きかける等の大学の努力も必要である。

概ね以上のような意見交換の後、本日出席の文部省関係官より、日本の奨学金制度の概要が

わかるパンフレットを取りまとめることを検討  
したい旨の発言があった。

最後に、本年3月末日をもって任期満了によ

り退官される今堀委員（鳴門教育大学長）より  
辞任の挨拶があった。

以上をもって本日の会議を終了した。

## 第6 常置委員会

日 時 平成4年2月28日(金) 10:00~12:10

場 所 東京ガーデンパレス須磨の間

出席者 廣重委員長

手代木、細谷、津布菜、石川、林、加藤、慶伊、寺田、出口、高橋、中内、  
和田、糸賀、今村各委員

佐藤、伊藤各専門委員

(国立大学財政基盤調査研究委員会)馬場、潮木、田原各委員

廣重委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、前回以降の経過報  
告として、11月末の国立大学財政基盤調査研究  
委員会による「国立大学財政の現状」(第二中間  
報告)のまとめとその送付、国立大学授業料改  
定に対する要望書の関係機関への提出、12月17  
日行われた文部省における平成4年度予算の概  
要説明について、報告があったのち、議事に入  
った。

〔議 事〕

### 1. 財政基盤調査研究委員会の最終報告につ いて

委員長より概ね次のように述べられた。

財政基盤調査研究委員会では、科学研究費補  
助金による2年間に亘る調査研究も終りに近づ  
き、最終まとめとしてこの程報告書(案)が作成  
された。本日は、その中の「まとめと提言」の  
部分を中心に本案全体についてご検討いただき  
たい。

まずはじめに、このまとめに中心的役割を果  
されている馬場委員からご説明願いたい。

ついで同委員より、「まとめと提言」案につい

て次の項目の説明があった。

(1) 本研究の趣旨

(2) 提 言

第1 国立学校特別会計の予算規模の拡大

①施設整備費の増額

②設備費の充実

③教官・学生当積算校費の増額

④旅費の増額

⑤定員削減率の圧縮

⑥教官処遇の改善

第2 科学研究費補助金の飛躍的拡大と採  
択率の引上げ

第3 外部資金の積極的導入

第4 国立学校特別会計制度等の再検討

第5 他省庁との連携の強化

第6 地方自治体との連携の検討

第7 大学間交流による財政の効率化

(3) おわりに

引き続き、調査研究のまとめの総括に当っ  
た林委員より、報告書の目次に従って、各論の  
部分について説明があった。

このあと、概ね次の点について意見が交わさ



れた。

- 本委員会の国大協における役割と基本姿勢について。
- 18歳人口減に対する大学の対応策。
- 調査の現状分析を踏えての提言の意義。
- 現行制度の中での予算枠拡大の限界。
- 予算重点配分と大学格差の問題。
- 今後の取り組み方について。

## 2. 今後の活動方針について

委員長より、財政基盤調査研究委員会は今後とも存続し財政問題を検討していただくか、それとも調査研究の終了により解散するか、ご意見

を伺いたい旨述べられ、意見交換の結果、同委員会における科研費が今年で終了するので、最終報告の完了する3月末で解散することとした。なお、今後本委員会で財政問題の議論を展開して行く上で、委員会の必要が提起された場合は、改めて新委員会を発足させることとした。

## 3. その他

委員長より、本年3月末をもって定年退官される林委員（東京大学教授）、寺田委員（京都大学教授）に対して謝辞が述べられ、両委員から退任の挨拶があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

# 生涯学習特別委員会

日時 平成4年2月17日(月) 13:30~15:40

場所 国立大学協会会議室

出席者 太田委員長

荒川、船越、加藤、將積、佐々木(代理：楠副学長)、出口、岡市、土山各委員

山本、小川、佐々木各専門委員

(文部省)大西生涯学習振興課課長補佐

太田委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、新たに委員に就任された津布楽宇都宮大学長（本日欠席）、及び佐々木委員の代理として出席された楠豊橋技術科学大学副学長の紹介があった。

〔議事〕

## 1. 全国の生涯学習情報提供のシステム化に関する調査研究及び広島大学におけるリカレント教育の実状並びに神奈川県における生涯学習推進体制について（報告と協議）

初めに、委員長より次のように述べられた。

本日は、生涯学習の問題について、山本、佐々

木及び小川各専門委員から、①全国の生涯学習情報のシステム化に関する調査研究について、②広島大学におけるリカレント教育の実状について、③神奈川県における生涯学習推進体制について、それぞれご報告説明いただき、それをもとに意見交換いたしたい。

ついで、各専門委員からの説明と意見交換が行われた。

### (1) 全国の生涯学習情報のシステム化に関する調査研究(報告)

山本専門委員より、生涯学習情報の全国的シ

システム化を検討している文部省の調査研究協力者会議等における調査研究状況について、配付資料「生涯学習のための学習情報提供・相談体制の在り方」(昭62)、「全国の生涯学習情報のシステム化に関する調査研究協力者会議の審議とりまとめについて」、「生涯学習の基盤整備について」(中教審答申平成2年)等をもとに説明があった。

以上の説明について、全国生涯学習情報提供システムのネットワーク化の見通し、システムの具体的利用方法、システムのメンテナンス(情報更新)等運用上の問題点、等について意見交換があった。

## (2) 広島大学におけるリカレント教育の実状について

佐々木専門委員より、平成3年度広島地域におけるリカレント教育の実状について、配付資料「広島地域リカレント教育推進協議会要綱」、「リカレント教育事業日程」、「平成3年度リカレント学習(社会人継続学習)コース」等をもとに説明があった。

以上の説明について、受講者の募集、地域産業界との連携協力関係、単位認定及び資格取得、夜間開講及び週休2日制に伴う職員の勤務体制、コース登録制・科目等履修制とリカレント教育との関係、等について意見交換があった。

次に、これに関して、岡市委員(香川大学長)

より、香川大学生涯学習情報教育センターにおける「"生きがい学習" 実践研究講座」及び県内モデル地区における「オフ・トーク通信システム」(電話回線を利用した情報提供)の実例の紹介があった。

## (3) 神奈川県における生涯学習推進体制について

小川専門委員より、神奈川県における生涯学習推進体制について、生涯学習への取組み経過、推進体系と主要施策、特色等について、配付資料の神奈川県生涯学習推進協議会の提言「かながわ生涯学習センターの整備について」(平成3年)等をもとに説明があった。

以上の説明について、県内大学間の協力関係、地方自治体との連携協力関係、大学と地方自治体及び企業との企画内容の相違、等について意見交換があった。

以上の説明と意見交換が行われたのち、委員長から次のように述べられ、本日の議事を終了した。

生涯学習について、これまでの論議を踏まえて重点事項の絞り込みに入りたいと考える。ついでには、各委員から重点事項等についてのご意見を次回委員会開催までにお寄せいただきたい。

なお、次回開催は、5月12日(火)13:30~15:30とすることとした。

## 学術情報特別委員会

日 時 平成4年2月18日(火) 13:30~14:40

場 所 国立大学協会会議室

出席者 太田委員長

荒川, 大瀬戸, 鈴木, 清水, 末松, 角田, 林, 青野各委員

浅野専門委員

井上臨時専門委員

太田委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、去る5日ご逝去された早川幸男委員(名古屋大学長)のご冥福を祈りたい旨述べられた。

ついで、新たに委員になられた大瀬戸豪志図書館情報学教授の紹介があったのち、議事に入った。

[議 事]

### 1. 複写に関する著作権の問題についてのまとめについて

はじめに、委員長より次のように述べられた。

前回の委員会で、各国立大学へ複写に関する著作権の問題に関して、本委員会から参考情報を提供することをお話ししたところ、ご賛同を得たので、その内容について原案をお持ち帰りの上慎重に検討願った。その後貴重なご意見をお寄せいただいたので、それらを勘案してまとめたのが別紙「国立大学における複写に関する著作権の問題について」(案)である。本日の委員会でご審議願いたい。なお、資料にある「室蘭工業大学附属図書館文献複写状況の推移」は、前回以降提出があったもので、配付させていた。

また、前回以降の動きとして、文部省内に関係各課による複写、複製問題に関する連絡会が設置されたことをお知らせする。

引き続き委員長より、別紙「国立大学における複写に関する著作権の問題について」(案)の朗読と各項の説明があり、○「個人的利用」の解釈 ○図書館間の複写の使用料問題 ○大学における学術研究は基本的に個人の研究 ○フェアユースの概念の導入、等の意見交換があったのち、若干の文言修正を行い、2月28日開催の理事会に報告、了解を得て、本委員会より、各国立大学長宛送付することが了承された。

### 2. 委員並びに専門委員の補充について

委員長より、次の委員、専門委員が諮られ、協議の結果、承認された。

委 員 鈴木 正裕神戸大学長

専門委員 山中 伸一横浜国立大学助教授

(4月1日付発令予定)

なお、新委員については、2月28日の理事会に諮り追認を得ることとした。

### 3. 小委員会の設置について

委員長より次のように諮られ、小委員会の設置及び委員が了承された。

本委員会ではご承知のとおり、今までに複写に関する著作権の問題を検討してきたが、日本複写権センターも発足し、それとの対応も避けて通れなくなるので、本委員会のもとに小委員会を設け、問題点を詰めてその対応を検討していただくことにしたい。委員にはご面倒をおか

けするが、大瀬戸、鈴木(正)、三分一各委員並びに浅野、山中(予定)各専門委員にお願いしたい。

また、次回の委員会からは、文部省の柴山学術情報企画官にオブザーバーとしてご出席いた

だくことにしたいので、併せてご了承をお願いしたい。

以上をもって本日の議事を終了し、次回は5月1日(金)に開催することとした。

## 教養教育に関する特別委員会

日時 平成4年2月21日(金) 10:30~12:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 竹内委員長

坪井、塩野谷、上原、鈴木、池田各委員

堀、福田、夏目、植村、立田各専門委員

竹内委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長により、新たに委員になられた坪井昭三山形大学長、鈴木正裕神戸大学長並びに専門委員の福田泰千葉大学教授の紹介があったのち、議事に入った。

〔議事〕

### 1. 委員長の交代について

委員長より、学長の任期満了により2月29日をもって退任するので、次期委員長の選出をお願いしたい旨述べられて、委員長選出が行われた。その結果、坪井委員(山形大学長)が後任の委員長に選出された。

### 2. 専門委員の退任について

このことについて、委員長より次のように報告があった。

浅野専門委員(筑波大学教授)には、4月より私立大学に転出するため、辞任の申し出があった。

なお、委員、専門委員の後任補充については、委員構成の見直しを含め次期委員長にお願いしたい。

### 3. 教養教育の改革に関する情報交換について

委員長より次のように述べられた。

教養教育の改革については、問題は二つあり、①カリキュラムの改訂 ②教養部組織の改革、に絞られると思う。なかでも前者のカリキュラムの改訂は、各大学共通の課題として早急に検討されていると考えられるので、それを中心に委員所属の大学での検討状況についてお聞かせ願いたい。

ついで各大学の実情について、次のような披露があった。

- 各学部と教養部が折衝中であるが、教養部は一般教育の1年間24単位を提案している。外国語の単位数は学部によって異なり、全学一致になっていない。カリキュラムの決定権を専門学部が持つのがよいかどうか、ということも問題にしている。
- 各学部の委員2名からなる教養改革委員会を設け、カリキュラムの改訂、教養部組織の問題を検討している。現在のところ、専門学部では一般教育を開講し、学生が他学部から

も自由に一般教育科目の単位が取得できるようにして、必修科目の単位数は12単位、専門基礎科目は12単位計24単位の方向で検討が行われている。語学は、別組織により、第1外国語は必修8単位、第2外国語は学部により8単位～4単位、体育理論は選択とすることが考えられている。

- 組織改革は、学内に設けた将来構想委員会で検討が行われ、教養部を含めた全学部の編成替えを行う方向が考えられている。カリキュラムの改訂については、明年4月を目処に検討が行われているが、必要総単位数は130単位を超えない範囲内とするが、一般教育科目と専門科目の振り分けは、まだ決まっていない。
- 本学では学部の改組拡充が以前から検討されており、それに教養部の組織・定員を取り込むことを考えている。カリキュラムについては、専門基礎の在り方のほか、外国語、体育の単位数、必修・選択の別等が検討されており、現在はまだ流動的である。
- 先ず、各専門教育の分野で教養教育がどの程度必要なか検討している。

大枠としては、一般教育担当を置かず全学出動方式とし、教養教育担当の教官集団をつくることを考えている。現段階では、単位数までは決めていない。
- 全学的な改革委員会で大筋の理念を決め、それをうけて学部段階で具体的内容を検討しているが、各学部の意見と一般教育部の意見

と擦り合わせを行っている段階である。

- キャンパス問題と教養部、それに大学院の充実問題を総合して検討が行われている。基本線としては、大学を大学院大学とする過程で教養部を廃止し、大学院に組み込む方向で進んでいる。

カリキュラムについては、大筋は専門教育と並列して一般教育を行い、外国語並びに保健体育はそれぞれの教育研究施設で現状どおり行うことになると思われる。

- 本学には教養部はないが、一般教育を行う組織集団は学内では認められている。

カリキュラムについては従来学年区分による一般教育、専門教育の在り方に対してとかく批判が強く、4年一貫教育を具体化させる方向で検討している。

概ね以上の情報交換があったのち、委員長より神戸大学の改革状況についてお伺いしたい旨述べられた。

ついで神戸大学の鈴木委員より、①教養部廃止と教育学部の改組による国際文化学部、発達科学部の創設、②教養部教員の学部への教員配置換状況、③教養教育の責任体制、④専門と教養教育のカリキュラム編成の検討状況、⑤改組・編成替えに伴う問題点（施設、建物の問題）等の説明があり、引続き意見交換が行われた。

以上をもって本日の議事を終了し、次回は5月19日(火)午後1時30分から開催することとした。

## 医学教育に関する特別委員会

日時 平成4年4月27日(月) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 井形委員長

山本, 佐野, 松浦各委員

堀, 遠藤, 斉藤, 柿本各専門委員

(文部省)須田医学教育課課長補佐

井形委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、新たに専門委員になられた斉藤英彦名古屋大学教授及び本日出席された文部省の須田医学教育課課長補佐の紹介があった。

〔議事〕

### 1. 委員の補充について

委員長から、学長の退任に伴い本委員会委員に欠員が生じているので、その補充についてお諮りしたい旨述べられ、協議が行われた。その結果、坪井山形大学長、宮地信州大学長、山崎富山医科薬科大学長、川島浜松医科大学長、及び武田徳島大学長の各学長を候補とすることとし、ご本人の内諾を得たうえ、次回理事会に諮り承認を求めることとした。

### 2. 医学教育をめぐる最近の動向について

委員長の要請で、須田医学教育課課長補佐から、医学教育をめぐる諸問題について、概ね次のような説明があった。

#### ○ 医療法改正案について

今国会で審議されている医療法改正案の主たる目的は、医療を提供する施設をその機能に応じて体系化を図り、①高度の医療提供や医療技術の開発のほか、他の病院等からの紹介患者の診療にあたる「特定機能病院」を制度化する、②病院の中に長期入院患者を対象とした「療養

型病床群」制度を設けること、などであるが、特に国立大学附属病院については、多くは特定機能病院の要件を満たしている。

特定機能病院における紹介患者の受入れのあり方等については、法案が成立したのち、厚生省令で定められることになるが、文部省としては、大学病院関係者の意見を踏まえつつ大学病院の診療・教育・研究に支障をきたすことのないよう適切に定めることを、厚生省に要望している。ただ、厚生省は昨年11月、紹介率については、50%、当面30%としたい旨大学病院関係者に提案し、これに対し、11月末、全国医学部長病院長会議、国立大学医学部附属病院長会議、全国公立大学附属病院長事務長会議、日本私立医科大学協会の大学院関係団体が連名で、この案は受け入れ難い旨同省へ申し入れた経緯がある。

現在、厚生省は、紹介患者の割合については、全国一律に設定するのではなく、地域の実情や大学の医学教育の現状等に配慮しつつも、特定機能病院の紹介率は基本的には高めていく方向をめざしている。

文部省としては、必ずしも紹介率の設定にこだわることなく、地域における大学病院と他の病院等との連携を深めていきたいと考えており、今後その取扱いについて、厚生省及び大学病院関係団体と話し合いを行うことになろう。

○ 看護婦の人材確保法案について

わが国の急速な高齢化と保健医療をとりまく環境の変化に伴い、看護婦の確保の重要性が著しく増大している状況に鑑み、政府は、厚生省を中心に看護婦等の人材確保の促進に関する法律案を作成し、この3月に国会に提出した。

文部省としては、看護婦等の養成について、特に、看護教育の充実と看護教員の養成を図る観点から大学レベルの養成が重要と考えるので、看護婦養成機関を持たない新設医科大学に対する対応を含め、地域の看護婦の需給状況、当該大学の準備状況、さらに国の行財政状況をも踏まえつつ、対応していきたい。

○ 脳死及び臓器移植について

本年1月22日、「臨時脳死及び臓器移植調査会」（脳死臨調）が「脳死及び臓器移植に関する重要事項」について最終答申を総理に提出した。その骨子は、次のようである。

○脳死を人の死とすることについては概ね社会的に受容され、合意されている、○脳死者からの臓器移植については、善意・任意の臓器提供意思に基づき臓器提供することが今後のあるべき基本的方向である、としている。しかし、同時に、臓器移植をすすめるにあたっては、①確実な脳死の判定、②本人の意思の最大限の尊重、③十分なインフォームド・コンセント（説明と同意）、④移植機会の公平性の確保、⑤脳死移植ネット・ワークの整備、⑥移植施設の特定と登録、⑦移植医療を適正に実施していくための仕組み、等の条件整備が必要であるとし、さらに、包括的な臓器移植法（仮称）を制定し、臓器移植に関する法制の整備を図ることがのぞましい、としている。なお、少数意見として、脳死を人の死とすることは、まだ社会的合意は得られていない、という意見がある。

この答申を承けて、政府は、去る1月31日開催した閣議において、答申を尊重するとの決定をした。大学病院においては、基本的条件整備とともに政府の取扱いの動向にも留意して慎重な対応をお願いしたい。

○ 卒後臨床研修について

卒後臨床研修の問題については、現在、厚生省の医療関係者審議会臨床研修部会の機能小委員会で検討が行われているほか、日本医師会の臨床研修懇談会、大学病院懇談会のプロジェクトチームでも検討が行われている。

厚生省の臨床研修機能小委員会では、昨年9月の「中間まとめ」について、来る5月8日開催の同小委員会で「最終報告」を取りまとめ、部会での審議を経て6月上旬頃これを公表する予定ときく。先の「中間まとめ」の主な提言としては、①卒後臨床研修目標（到達目標）を常に取り込んだ多様なプログラムを組む必要がある、②研修の内容を重視していく必要があり、研修期間2年間を通じて一貫した研修全体の統一プログラムを作成する、③研修プログラムに従って到達目標達成に必要であれば、大学病院又は総合病院ばかりでなく、関連施設、専門病院、中小病院、診療所等に研修の場を広げる、④研修プログラムについて、自己評価とともに第三者の客観的評価も必要である、等であったが、「最終報告」も「中間報告」とほぼ同様の内容になるものと思われる。

○ 完全週休2日制の実施について

行政機関の休日に関する法律が改正され、平成4年5月1日から実施される。これによって、土曜日を原則閉庁することでの完全週休2日制が実施されることになった。国立大学附属病院についても、病棟部門、救急部門、及び診療所等、閉庁できない部門を除き閉庁とし、閉庁で

きない部門については、夜間制勤務によって週40時間勤務を実施する。各大学にはこれの円滑な実施をお願いしたい。

以上の説明について、委員長より、特定機能病院の紹介制に関する厚生省への申入れについて、次のように報告があった。

前回委員会(H.3.12.2)の論議の結果、厚生省が紹介患者の割合を省令で定めようとしていることについて、全国医学部長病院長会議等4団体による厚生省健康政策局長宛意見書(平.3.11.26)の主旨を支持し、本委員会として、大学病院を紹介患者を主とする特定機能病院とすることは医学教育・研究及び診療に重大な支障を及ぼすおそれがあることを厚生省へ申し入れることが了承されたので、会長のご了解を得て、委員長が厚生省健康政策局長に会い、口頭でこの旨申し入れた。

以上のような説明と報告があったのち、概ね次のような意見交換が行われた。

- 病院は特定機能病院の指定をうけることによってどのようなメリットがあるのか。また、厚生省は将来紹介率を引き上げたいということであるが、どこまで引き上げようというのであろうか。
- 特定機能病院の指定をうけた場合のメリットについて厚生省はまだ示していないが、特定機能病院を一般病院より特別に優遇することは難しいと思う。
- 特定機能病院としての要件を満たして申請しない場合に問題はあるか。
- 国民総医療費を抑制していくことがわが国の医療政策の基本的方向になっている。国立大学附属病院には、地域医療や医学教育に果

たす重要な役割があるので、厚生省令の設定が大学病院の実情から大きくかけ離れている場合には申請しないこともあり得ると思うが、接点があるならば、国全体の医療の方向に沿って各大学として対応を検討せざるを得ないと思う。

- 地域によって医療の実情が相当に異なるので、紹介制を一律に導入することには慎重を期してほしい。
- 特定機能病院の指定要件として具体的にどのようなものがあるか。また、国立大学附属病院はすべて特定機能病院に該当するのか。
- 特定機能病院の指定要件には、たとえば、診療科10部門以上、ベット数500床以上などのほか、集中治療室が備わっていなければならない。国立大学附属病院については大部分これらの要件を満たし特定機能病院に該当するが、幾つか該当しないところもある。
- 診療上、プライマリ・ケアと紹介制はある意味で矛盾すると思う。大学病院としてプライマリ・ケアの部分を紹介率の枠外として扱うことはできないか。
- 大学病院は、教育面も含めて、もっと地域の病院と連携協力を深め、地域全体のレベルアップに力を入れていくようにしなければならないと思う。
- 医師養成、看護婦養成で、一般病院も卒後教育ばかりでなく、卒前教育にも携わっていくようにしないと問題は解決しないと思う。以上のような意見交換があったほか、今後の医学系大学院の整備について、若干意見交換があり、また、遠藤専門委員(東京大学教授)より、東京大学における大学院重点化の概要について説明があった。



### 3. 脳死及び臓器移植について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

先ほど、須田課長補佐から説明があったように、脳死臨調から最終答申が提出され、議員立法による臓器移植の法案化がすすめられている。そこで、脳死及び臓器移植の問題について各委員からご意見を伺い、本委員会として対応

を協議したい。

ついで、脳死及び臓器移植をめぐる意見交換及び協議が行われた結果、この問題について、国立大学病院としての対応を医学部を有する国立大学の学長宛にアンケート調査を行うこととした。

以上をもって、本日の議事を終了した。

次回10月5日(月) 13:30~16:00

## ／ 諸 会 合 ／

平成4年1月～4月

- |           |       |                 |
|-----------|-------|-----------------|
| 1月16日 (木) | 13:30 | 第5常置委員会         |
| 17日 (金)   | 14:00 | 学術情報特別委員会打合せ会   |
| 20日 (月)   | 13:30 | 第2常置委員会         |
|           | 13:30 | 第4常置委員会小委員会     |
| 24日 (金)   | 11:00 | 第1常置委員会         |
| 26日 (日)   | 10:30 | 国立大学財政基盤調査研究委員会 |
| 30日 (木)   | 13:30 | 韓国学長団招致シンポジウム   |
| 2月14日 (金) | 10:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
|           | 13:30 | 第3常置委員会         |
| 17日 (月)   | 13:30 | 生涯学習特別委員会       |
| 18日 (火)   | 13:30 | 学術情報特別委員会       |
| 21日 (金)   | 10:30 | 教養教育に関する特別委員会   |
| 28日 (金)   | 10:00 | 第6常置委員会         |
|           | 14:00 | 理事会             |
| 3月1日 (日)  | 13:00 | 国立大学財政基盤調査研究委員会 |
| 16日 (月)   | 13:30 | 第5常置委員会         |
| 23日 (月)   | 13:30 | 第4常置委員会小委員会     |
| 31日 (火)   | 13:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 4月10日 (金) | 14:30 | 生涯学習特別委員会小委員会   |
| 22日 (水)   | 13:30 | 第1常置委員会         |
| 27日 (月)   | 10:00 | 第2常置委員会打合せ会     |
|           | 13:30 | 医学教育に関する特別委員会   |

# 予 算 ・ 決 算

平成3年度国立大学協会歳入歳出決算

平成4年6月4日理事会

科 目	予算額	流用額	予算現額	決算額	差引額	摘 要
〔歳入の部〕	191,300,000	0	191,300,000	193,518,073	2,218,073	
(1) 会 費	147,395,000	0	147,395,000	147,475,000	80,000	98大学会費
(2) 預 金 利 子	2,500,000	0	2,500,000	3,467,901	967,901	銀行預金(定期、普通)利子
(3) 雑 収 入	2,250,000	0	2,250,000	3,420,172	1,170,172	報告書頒布収入等
(4) 前年度繰越	39,155,000	0	39,155,000	39,155,000	0	
〔歳出の部〕	191,300,000	0	191,300,000	154,837,073	36,462,927	
1. 事業費	78,000,000	1,692,699	79,692,699	74,982,474	4,710,225	
(1) 総 会 費	5,000,000	699,073	5,699,073	5,699,073	0	総会・事務連絡会議の会場費等
(2) 役員会費	1,000,000	372,016	1,372,016	1,372,016	0	理事会・幹事会経費
(3) 委員会費	2,500,000	△372,016	2,127,984	2,042,554	85,430	各委員会等の会場費等
(4) 会報発行費	3,800,000	0	3,800,000	2,756,101	1,043,899	会報の印刷費・送料等
(5) 調査研究費	4,500,000	△970,703	3,529,297	3,470,910	58,387	参考図書・資料印刷費等
(6) 会議旅費	55,000,000	0	55,000,000	52,228,090	2,771,910	総会その他会議出席旅費
(7) 図書・資料頒布費	2,700,000	1,692,699	4,392,699	4,392,699	0	委員会報告書印刷費等
(8) 通信費	2,000,000	0	2,000,000	1,249,401	750,599	
(9) 国際交流費	1,500,000	271,630	1,771,630	1,771,630	0	訪日外国学長団関係経費
2. 事務費	79,100,000	2,999,621	82,099,621	79,854,599	2,245,022	
(1) 諸 給 与	62,000,000	2,999,621	64,999,621	64,999,621	0	事務局10人分の俸給、諸手当
(2) 備 品 費	200,000	0	200,000	175,306	24,694	
(3) 借 用 料	4,500,000	0	4,500,000	4,117,248	382,752	事務局土地建物借料
(4) 消 耗 品 費	700,000	0	700,000	292,991	407,009	
(5) 旅費・交通費	2,700,000	0	2,700,000	1,660,430	1,039,570	職員の通勤費、事務連絡旅費等
(6) 庁用諸費	2,200,000	0	2,200,000	1,830,657	369,343	光熱水料その他
(7) 被保険者事業主負担金	3,800,000	0	3,800,000	3,778,346	21,654	社会保険事業主負担金
(8) 退職給与引当金	3,000,000	0	3,000,000	3,000,000	0	
3. 予 備 費	34,200,000	△4,692,320	29,507,680	0	29,507,680	
翌年度繰越額					38,681,000	

平成4年度国立大学協会歳入歳出予算（案）

平成4年2月28日理事会

平成4年6月第90回総会

科 目	予 算 額	前年度予算額	差引増減額	摘 要
	千円	千円	千円	
〔歳 入 の 部〕	192,400	191,300	1,100	
(1) 会 費	151,119	147,395	3,724	98大学会費
(2) 預 金 利 子	2,500	2,500	0	定期・普通預金利子
(3) 雑 収 入	100	2,250	△2,150	
(4) 前 年 度 繰 越	38,681	39,155	△474	
〔歳 出 の 部〕	192,400	191,300	1,100	
1. 事 業 費	78,600	78,000	600	
(1) 総 会 費	5,800	5,000	800	総会・事務連絡会議各2回会場費, その他諸経費
(2) 役 員 会 費	1,500	1,000	500	理事会・幹事会経費
(3) 委 員 会 費	2,500	2,500	0	各委員会等の会場費その他諸経費
(4) 会 報 発 行 費	3,800	3,800	0	会報年4回発行 印刷製本・謝金・送料等
(5) 調 査 研 究 費	4,500	4,500	0	参考図書, 資料印刷等
(6) 会 議 旅 費	55,000	55,000	0	総会・理事会・その他 各委員会等会議出席旅費
(7) 図 書 ・ 資 料 頒 布 費	1,000	2,700	△1,700	
(8) 通 信 費	2,000	2,000	0	
(9) 国 際 交 流 費	2,500	1,500	1,000	訪日外国学長団関係経費 アジア太平洋地域高等教育協力会 議経費
2. 事 務 費	83,300	79,100	4,200	
(1) 諸 給 与	66,000	62,000	4,000	職員10人分の俸給・諸手当
(2) 備 品 費	200	200	0	
(3) 借 用 料	4,500	4,500	0	事務局建物の借料
(4) 消 耗 品 費	700	700	0	
(5) 旅 費 ・ 交 通 費	2,700	2,700	0	職員通勤費・事務連絡旅費等
(6) 庁 用 諸 費	2,200	2,200	0	光熱水料その他
(7) 被 保 険 者 事 業 主 負 担 金	4,000	3,800	200	職員加入社会保険の事業主負担金
(8) 退 職 給 与 引 当 金	3,000	3,000	0	
3. 予 備 費	30,500	34,200	△3,700	

# 資 料

## 平成4年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る 就職協定期日等について

平成5年3月卒業予定者に係る就職協定期日について、平成3年12月2日開催された就職協定協議会（大学等関係団体及び企業等関係団体で構成）において別紙1のとおり決定されるとともに、別紙2のとおり「就職協定協議会申し合わせ事項」が決定された。また、これをうけて、平成4年1月16日開催された就職問題懇談会（大学及び高等専門学校関係9団体で構成）において別紙3のとおり「求人求職事務」についての申し合わせがなされた。なお、企業側の就職協定検討委員会において、別途、別紙4のとおり、企業側の「求人求職活動の考え方」が確認された。

(別紙1)

### 平成4年度就職協定

平成3年12月2日  
就職協定協議会

#### 1 採用選考開始

- ・採用選考開始は、8月1日前後を目標として、企業の自主的決定とする。

#### 2 採用内定開始

- ・10月1日

#### 3 運用上の順守事項

- (1) 企業等は、採用人員、選考期日、場所等に関する情報を公開する。
- (2) 企業等は、採用活動にあたり学事日程を尊重する。
- (3) 企業等は、拘束をはじめとする不公正な採用活動を行わない。
- (4) 大学や企業等が主催する企業研究会・説明会の開始は、7月初旬以降を目標とする。
- (5) リクルーターとの接触開始は、7月初旬以降を目標とする。
- (6) 大学側の求人票公示日は、7月1日とする。
- (7) 高校卒業者については、教育上の配慮を最優先とし、安定的な採用枠の確保をはかる。

(別紙2)

### 就職協定協議会申し合わせ事項

平成3年12月2日  
就職協定協議会

- 1 大学と企業は、就職協定の精神を尊重し、就職活動が早期化しないように徹底する。
- 2 就職情報誌、マスコミおよび自治体等の主催する就職セミナーの開始は、就職協定に準じて行うよう協力を呼び掛ける。

(別紙3)

### 平成5年3月卒業予定者に係る企業と大学・高等専門学校 との間の求人求職事務について

平成4年1月16日  
就職問題懇談会

1. 求人票の取り扱いについて
  - (1) 求人依頼文書の発送は、5月1日以降を目途に行う。
  - (2) 求人票（求人要項及び採用予定人員、労働条件、採用方法を記載した印刷物）の受理は、6月1日以降行う。
  - (3) 求人票の公示開始は、7月1日とする。
2. 企業研究会・説明会の実施方法について
  - (1) 7月1日以降、各大学等において自主的に実施する。
  - (2) 開催期日についての案内は、6月中旬以降提示する。
  - (3) 企業が実施する「企業研究会・説明会」のための会場提供は、7月1日以降とする。
3. 情報誌、マスコミ及び地方自治体等が主催する企業セミナーの取り扱いについて情報誌、マスコミ及び地方自治体等が主催する企業セミナーのポスター等は、6月中旬以降提示する。

4. ガイドブック（求人要項記載のもの）の取り扱いについて  
ガイドブック（求人要項記載のもの）の大学への搬入は、7月1日以降とする。
5. 学校推薦の取り扱いについて  
学校推薦は、7月1日以降とする。
6. 就職ガイダンス等の講師について  
7月1日前の就職ガイダンス等には、個別企業からの講師は招請しない。
7. その他
  - (1) 共通のポスターを掲示すること等により、学生に対し、7月1日前の会社訪問等を慎むよう指導する。
  - (2) 学生の応募書類は、「大学指定書類（『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書〈卒業見込証明書を含む〉』、『健康診断書』）」とし、企業に対して、就職差別につながるおそれのある「会社指定書類」、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」の提出を求めないよう依頼する。

※備考

大学側は、協定の遵守体制を各大学等団体に設け、その代表者をもって連絡調整を図る。

(別紙4)

### 企業側の求人求職活動の考え方

平成4年1月21日  
就職協定検討委員会

#### 1. 情報の公開

- (1) 企業が行う情報の公開は、就職協定に則って、各社の自主判断とするが、運用にあたっては、4～6月は勉学に専念できるよう十分配慮する。
- (2) なお、遵守懇談会320社の企業説明会、採用等の情報については、6月初旬に日経連タイムスで、各大学に送付する。

#### 2. 7月1日前についての取り扱い

企業は、学生からの資料請求および企業説明会、採用等の問い合わせ等について対応するが、

4～6月は勉学に専念できるよう十分配慮する。

### 3. 企業研究・説明会

- (1) 企業研究・説明会，業界研究会は，就職協定に則って，各企業・各業界の自主判断で実施する。
- (2) 大学が提供する企業説明会会場の申し込みは，新学期（4月初旬）以降とする。

以上



# そ の 他

## ■学長等の異動

### ○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
小樽商科大学	藤井 栄一	山田 家正
筑波大学	阿南 功一	江崎玲於奈
埼玉大学	竹内 正幸	堀川 清司
山梨医科大学	高安 久雄	鈴木 宏
静岡大学	上原 信博	永井 衛
名古屋大学	早川 幸男	加藤 延夫
鳴門教育大学	今堀 宏三	野地 潤家
高知医科大学	俵 壽太郎	喜多村 勇
大分医科大学	糸賀 敬	高木良三郎

### ○ 役員の交代

	(前 任)	(新 任)
副 会 長	西島 安則(京都大学長)	井村 裕夫(京都大学長)

### ○ 委員長の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
第1常置委員会	早川 幸男(名古屋大学長)	鈴木 正裕(神戸大学長)
教養教育に関する特別委員会	竹内 正幸(埼玉大学長)	坪井 昭三(山形大学長)
入試改善特別委員会	西島 安則(京都大学長)	井村 裕夫(京都大学長)

### ○ 委員の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
第5常置委員会	稲垣 良典(九州大学教授)	西村 重雄(九州大学教授)
第6常置委員会	林 健久(東京大学教授)	宮島 洋(東京大学教授)
〃	寺田 孚(京都大学教授)	佐和 隆光(京都大学教授)
学術情報特別委員会	熊谷 信昭(大阪大学長)	鈴木 正裕(神戸大学長)
大学院特別委員会	前川 正(群馬大学長)	石川 英一(群馬大学長)
〃	関 四郎(東京学芸大学長)	蓮見 音彦(東京学芸大学長)

大学院特別委員会	津田 禾粒(新潟大学長)	武藤 輝一(新潟大学長)
〃	熊谷 信昭(大阪大学長)	金森順次郎(大阪大学長)
〃		迎 静雄(九州工業大学長)
教養教育に関する特別委員会	竹内 正幸(埼玉大学長)	吉田 亮(千葉大学長)
〃	上原 信博(静岡大学長)	小黒 千足(富山大学長)
〃	鈴木 正裕(神戸大学長)	小野 朝男(和歌山大学長)
〃	高橋 良平(九州大学長)	森野 能昌(熊本大学長)
入試改善特別委員会	伴 義雄(北海道大学長)	廣重 力(北海道大学長)
〃	前川 正(群馬大学長)	石川 英一(群馬大学長)
〃	高橋 良平(九州大学長)	和田 光史(九州大学長)
教員養成制度特別委員会	篠筈 憲爾(福島大学長)	星埜 惇(福島大学長)
〃	竹内 正幸(埼玉大学長)	堀川 清司(埼玉大学長)
〃	関 四郎(東京学芸大学長)	蓮見 音彦(東京学芸大学長)
〃	武田 進(三重大学長)	武村 泰男(三重大学長)
〃	今堀 宏三(鳴門教育大学長)	野地 潤家(鳴門教育大学長)
医学教育に関する特別委員会	東野 修治(弘前大学長)	坪井 昭三(山形大学長)
〃	前川 正(群馬大学長)	宮地 良彦(信州大学長)
〃	津田 禾粒(新潟大学長)	山崎 高應(富山医科薬科大学長)
〃	高安 久雄(山梨医科大学長)	川島 吉良(浜松医科大学長)
〃	俵 爵太郎(高知医科大学長)	武田 克之(徳島大学長)
特別会計制度協議会	西島 安則(京都大学長)	井村 裕夫(京都大学長)
〃	野村 稔(東京水産大学長)	阪上 信次(東京農工大学長)
〃	高橋 良平(九州大学長)	廣重 力(北海道大学長)

## ○ 専門委員の委嘱

(委員会)

第1常置委員会	菊川 治(神戸大学事務局長)
第3常置委員会	内藤 喜之(東京工業大学教授)
第4常置委員会	長松 昭男(東京工業大学教授)
学術情報特別委員会	山中 伸一(横浜国立大学助教授)
大学院特別委員会	鈴木 庄亮(群馬大学教授)
調査専門委員会	似田貝香門(東京大学助教授)
〃	松尾 稔(名古屋大学教授)
〃	脇本 和昌(岡山大学教授)
〃	有本 章(広島大学教授)

## 編集後記

- \* 東京では、間もなく梅雨入りを迎えようとしています。各大学におかれては、概算要求の編成にご多忙のことと存じます。当協会事務局も、6月総会を控え、目下その準備に追われています。
- \* 国立大学の教育研究環境の改善には、自助努力とともに、大学が社会からよく理解されることが必要であると言われていています。改善の实のあがることが切に望まれます。
- \* 今号の巻頭エッセーには、上寺兵庫教育大学長の「教育道に生きる」をご寄稿いただきました。公務ご多端のところご執筆くださった先生のご厚意に感謝申し上げます。(H)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

平成4年6月12日 印刷 (非売品)  
平成4年6月16日 発行

# 会 報 第136号

(第42巻第2号 通巻第136号)

編集兼 平 間 巖  
発行者

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)  
東京都文京区本郷7丁目3番1号  
電話 03 (3812) 2111 内線 (7950・7951)  
03 (3813) 0647

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社